

令和元年度

■ 年 報 ■

第27号

四日市市立博物館

## 四日市市立博物館の使命

### 1 市民の創造性を高めます。

これからの豊かなまちづくりには市民の創造性が必要です。文化の振興によって創造性豊かな人材を養成し、市民の活力を引き出して都市の力を高め、市外からも創造的な人材が集まるようにして魅力ある都市を形成していくことが理想です。その実現のために四日市市の文化資産のひとつである市立博物館は、市民一人ひとりの多様な個性に対応し、文化の多様性を認め合いながら、それぞれがより豊かな個性に育っていくよう、多彩な内容のものを学習できる機会を作っていきます。これまで地域に培われてきた文化を伝えるだけでなく、市民一人ひとりの個性の創造に寄与してその成果として現れる新たな文化の創造に尽くしていきます。

### 2 郷土を大切にすることを育みます。

郷土から世界の国々、果ては宇宙に至る多様な自然、歴史や文化について、様々な角度から取り上げます。直接あるいは他地域との違いにより間接的に郷土に対する市民の理解を深め、そのことにより、よりよいまちづくりの基盤を形成し、郷土を大切にすることを育むとともに、他の地域や外国との発展的な関係を生む基礎を形成します。

### 3 世代をつなぎます。

これまで当博物館は、公立の施設としての特色を活かして、郷土の先人が創り出した文化遺産を保全し、知識を蓄えてきました。これらは、郷土のかけがえのない文化的財産であり、今後もこれらの蓄えを増やし、効果的に運用しながら確実に次の世代に引き継ぎ、世代と世代をつないでいきます。また、これらの文化的財産を活用した世代間の交流の場をもち、永続的に市民文化を継承するとともに、この地域の新たな特色ある文化の創造に寄与します。

### 4 歴史を未来に活かします。

四日市市立の当博物館は、四日市市の行政組織のひとつとして、これまでに蓄えた歴史的資料や知識、施設を活用し、われわれが現在直面している様々な問題について考える場としての役割を担い、よりよいまちづくりを目指します。

### 5 学校教育をより豊かなものにします。

学校教育のカリキュラムに対応した展示やプラネタリウム投映を実施し、教科書では行うことのできない方法で子どもたちに歴史や自然科学を体験させ、教室での授業をより豊かなものとし、また、質の高い文化・芸術にふれることにより、豊かな人間性を備えた子どもが育成されるよう学校教育を支援します

平成 17 年 8 月策定

今年度は、当館が誕生した平成 5 年から 26 年が経過し、令和という新しい時代の幕開けの年となりました。その新しい幕開けの年のコンセプトは「歴史とつながる宇宙とつながる 私」としました。昨年度の「つなぐ つながる 博物館」（地域の歴史や人々の文化をつなぐ縁（よすが）として、地域の人々の心の拠り所をめざしました）から一歩踏み込んで、人々と社会の関わりを伝えるとともに、一人一人が社会とつながるきっかけを見つけるため、異なる時間や空間の中に自分自身を置いて、未来のことや世界のことを身近なこととして考えることをめざしたのです。

このコンセプトをもとに、展覧会とプラネタリウムの融合に取り組み、さらには併設する四日市公害と環境未来館の展覧会の関連番組を投映するなど、積極的に時間や空間を意識した活動を行いました。

そのような中、2 月以降は新型コロナウイルスの影響を受け、第 61 回北勢地区高等学校美術展の共催を中止するとともに、多くの講座を中止せざるを得なくなりました。また貸館においても主催者による中止決定がなされ、多くの利用者の方に残念な思いをしていただくこととなってしまいました。

年度末に向けて、博物館活動は縮小傾向になってしまいましたが、職員・スタッフ一丸となってこの難局に立ち向かい、この機会をさらなる飛躍につなげ、多くの皆様にワクワクしていただける博物館を作っていきたいと思えます。

最後になりましたが、当館の運営及び諸活動にあたり、ご指導やご協力をいただきました市民ボランティアの皆様をはじめ、関係各位の皆様に心より感謝申し上げます。

※ なお、記載にあたっては、個人・団体の敬称は省略させていただきました。ご了承ください。

令和 2 年 7 月

## 目 次

年報発刊にあたって	1
目 次	2
<b>I 事業概要</b>	
1 博物館事業	
1 常設展	3
2 企画・特別展	3
3 教育普及事業	7
4 資料収集保存事業	12
5 調査研究事業	13
2 プラネタリウム事業	
1 GINGA PORT 401	14
2 プラネタリウム投映事業	14
3 天文教育普及事業	21
3 ミュージアムショップ	24
<b>II 管理・運営</b>	
1 組織	24
2 予算	25
3 博物館協議会	26
4 施設の利用	27
5 年報の発行	27
6 利用状況	27
7 関係法規	30
<b>III 施設概要</b>	36
<b>IV 利用案内</b>	39
四日市市楠歴史民俗資料館	
<b>I 事業概要</b>	
1 これまでの経緯	40
2 事業	41
3 施設の利用	42
4 利用状況	43
5 関係法規	44
<b>II 施設概要</b>	47

## I 事業概要

### 1 博物館事業

#### 1 常設展

##### 「時空街道」

平成 27 年 3 月 21 日にリニューアルオープンした常設展「時空街道」の基本テーマは、「四日市のまちのあゆみと、人々のくらしの変化」。資料を展示ケースに並べる従来の展示とは大きく異なり、各時代を特徴づける原寸大の建物を再現し、観覧者が展示空間の中に立つことで歴史を体感することを目的としている。常設展示室 2 階に新たに併設された四日市公害と環境未来館との展示の連続性を保つため、博物館では原始・古代、中世、近世の時代を、四日市公害と環境未来館では近代・現代の時代を扱い、両館を一連の流れの中で観覧することにより、四日市の古代から現代までのあゆみを概観できるようにしている。



映像や照明による一日の時間や季節の移り変わりを感じられるほか、スマートフォンやタブレット端末を利用した展示解説や、解説シート、博物館ボランティアとの対話の中から得られる説明など、資料の理解を促す方法も選べ、何度訪れても学べる工夫をおこなっている。

##### 「丹羽文雄記念室」

文化勲章受章作家で名誉市民の丹羽文雄の業績を永く伝えていくために、平成 18 年 12 月 9 日に丹羽文雄記念室を開館し、同時に常設展示を無料とした。

##### 令和元年度常設展示

開館日数	285 日
観覧者数	44,816 人
観覧料	無料

#### 2 企画・特別展

本年度は、特別展 2 本、特別企画展 1 本、企画展 1 本の計 4 本の展覧会を開催した。

##### (1) 特別展 I 「星をみつめるどうぶつたち はしもとみおの世界展」

- [主催] 四日市市立博物館、朝日新聞社  
[後援] 三重エフエム放送、(株)シー・ティー・ワイ、CTY-FM  
三重テレビ放送  
[協力] 創造教育センター  
■会期：4月20日(土)～6月2日(日) 39日間  
■観覧者数：7,753人  
■観覧料：一般1,000円、高・大生800円、中学生以下無料  
■関連行事

##### ○「ギャラリートーク」

日時：4月20日(土) 13:30～14:30 参加者：140人  
講師：はしもとみお(彫刻家)

##### ○ワークショップ「木彫りブローチをつくろう」

日時：5月19日(日) 13:30～16:30 参加者：19人  
講師：はしもとみお(彫刻家)



## ■担当者所感（企画普及係 千田佑香）

本展は三重県いなべ市在住の彫刻家・はしもとみおさんの、三重県では初の大規模な展覧会となった。プラネタリウムを有する当館ならではのテーマとして「宇宙」を掲げ、本展初公開となる彫刻を含む、彫刻やスケッチなど約 600 点を展示した。多くの方に好評いただき、最終入場者数は 7,753 人と、当初目標人数近くまで迫ることができた。

当館オリジナルの展示となった「宇宙」のコーナーでは、新作彫刻として宇宙犬クドリャフカを中心に据え、まわりの壁紙に「クドリャフカが打ち上げられた日の夜の星空」をプラネタリウムで再現・撮影したものをあしらった。作品の物語を強調し、当館ならではの展示を構成することができ、観覧者からの反響も非常に大きなものとなったと感じる。また「クドリャフカへの手紙」として参加型の展示を設け、回収した手紙は随時会場内に掲示した。手紙を書くだけでなく、掲示された手紙をじっくり読むことで、展覧会の内容を自分なりに整理する場となる一方で、他の観覧者との交流の場とすることができた。

また本展では作品に触れたり、記念撮影をすることが可能だったため、会期中を通じてカメラやスマートフォンを片手に観覧する方が大部分となった。さらに撮影した写真の SNS への投稿も推奨し、はしもとみおさんを中心に SNS への投稿が行われ、博物館からも「#星をみつめるどうぶつたち」「#はしもとみお」のハッシュタグをつけた投稿を呼びかけた。アンケート結果からも、「SNS」や「人から」展覧会を知ったという回答が明らかに目立っていることが分かる。SNS や口コミのような広報手段の有効性が示された結果であるとも考えられ、今後の展覧会における広報手段の参考になると考えられる。

## （2）特別展Ⅱ 「ウィリアム・モリス 英国の風景とともにめぐるデザインの軌跡」

[主 催] 四日市市立博物館

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞中部支社、伊勢新聞社、(株)シー・ティー・ワイ CTY-FM、三重エフエム放送、三重テレビ放送、NHK津放送局

■会 期：9月14日(土)～10月27日(日) 38日間

■観覧者数：2,928人

■観 覧 料：一般1,000円、高・大生800円、中学生以下無料

### ■関連行事

#### ○ベビーカーDAY

日 時：10月3日(木) 9:30～12:00 参加者：18組 37人  
(うち子ども19人)

#### ○織作峰子ギャラリートーク

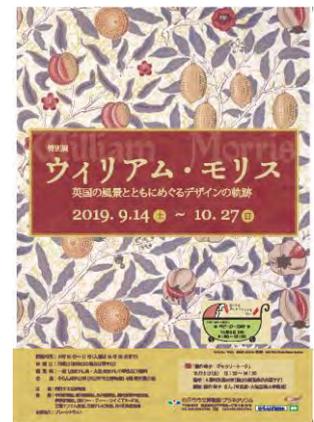
日 時：10月5日(土) 13:30～15:00 参加者：140名  
講 師：織作峰子(写真家・大阪芸術大学教授)

## ■担当者所感（企画普及係 千田佑香）

英国を代表する芸術家、ウィリアム・モリスを取り上げた本展は、モリスのデザインの軌跡をたどることで、アーツ・アンド・クラフツ運動最大の先駆者であるモリスの生涯、および後世への影響を振り返る展覧会となった。「いちご泥棒」や「兄弟うさぎ」などの現在でも高い人気を誇るファブリックだけではなく、モリスが手掛けた様々なデザインをたどるというコンセプトに沿って、家具や工芸品など幅広い作品を展示した。さらに本展は織作峰子氏によるフォト・エッセイにより、モリスの創作の源になった風景と、成果物としてのデザインをあわせて鑑賞することで、モリスのデザインと生涯を理解する一助になったかと思う。

また新しい試みとして、10月3日(木)の午前中に「ベビーカーDAY」を行った。幼児や赤ちゃんを連れた子育て世代がまわりを気にせず、ゆっくり展覧会を見られるよう設けた時間で、18組の親子が利用した。アンケートからも好意的な意見が目立ち、このような試みは一定の需要があるものと考えられる。今回は会場内への職員の配置、授乳室の設置などの工夫を行ったが、来年度の「ベビーカーDAY」定例化に向けて、より子育て世代のニーズを探っていく必要があると考えられる。

観覧者アンケートはおおむね好評であり、「もう一度みたい」と答えた人は9割に上ったが、観覧者数自体は2,928名と伸び悩んだ。もともとウィリアム・モリスのデザインに関心のある女性が多く訪れた半面、それ以外の層へのアプローチが不足していたと感じる。多くの市民の目に留まる方法を探り、より効果的な広報活動につなげることができればと思う。加えて、「はじめてのプラネタリウム」を踏



まえて実施した「ベビーカーDAY」については、プラネタリウムでも同様の試みをしてほしいとの声もあり、施設全体を通じた広報もあわせて検討が必要であると感じる。

### (3) 企画展 I 「四日市港開港 120 周年記念 企画展 みなとの歩み～市庭浦から港へ～」

[主 催] 四日市市立博物館  
[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞中部支社、伊勢新聞社、三重エフエム放送、(株)シー・ティー・ワイ C T Y - F M、三重テレビ放送、NHK津放送局

[協 力] 四日市港管理組合

■会 期：11月9日(土)～12月15日(日) 32日間

■観覧者数：781人

■観 覧 料：一般 400 円、高・大生 300 円、中学生以下無料

■関連行事

○ギャラリートーク

日 時：11月17日(日)、11月30日(土)、12月15日(日)

いずれも 14:15～15:15 参加者数：計 39 人

講 師：田中伸一(当館学芸員)、森拓也(当館職員)

■担当者所感(企画普及係 田中伸一)

本展は準備期間に十分な時間を割くことができなかつた。そのため、借用品の一部を画像のみにせざるを得なかつたり、四日市港管理組合をはじめとする関係機関との連携を充実できなかつたり、展覧会の宣伝広報が不十分になるなど幾つかの反省点を生んだ。その結果、観覧者数が伸び悩む結果となった。

しかし、展示の冒頭と後半にペーパークラフトやパネルを中心に近現代の四日市港を紹介するコーナーを設けて、港への関心を高める工夫を行った。この展示には、船舶関係の博物館等とのネットワークを持つ職員の働きが大きかった。この職員が制作した灯台と末広橋梁模型は、今後の展示等にも十分活かしていきたい。

会期終盤には、四日市港管理組合との連携で、4階、3階のロビーを使ったインスタグラムフォトコンテストの入賞作品展を開催できた。大規模な展示ではないが、今後の組合との連携を進める良いきっかけになったと思う。

さらに、展覧会は資料の調査研究を進める絶好の機会である。今回も展示品の調査申出が1件あった。この時の調査者との意見交換を通じて、現在に至るまで歴史上、四日市港の重要性を改めて認識するとともに、一民間人や県が、この港の整備、および発展に並々ならぬ関心と執念を燃やしていたことの原因が少し理解できた。今後も四日市港の重要性を歴史から学び、市民に還元できるように努めたい。



### (4) 特別企画展 I 「昭和の暮らし 昭和の面影

～サカツ・コレクション 珠玉のポスターとともに～

[主 催] 四日市市立博物館  
[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞中部支社、伊勢新聞社、三重エフエム放送、(株)シー・ティー・ワイ C T Y - F M、三重テレビ放送、NHK津放送局

[協 力] 株式会社サカツコーポレーション

[調査協力] 田島奈都子(青梅市立美術館学芸員)

[企画協力] 有限会社イー・エム・アイ・ネットワーク

■会 期：令和2年1月2日(木)～3月1日(日) 52日間

■観覧者数：5,557人

■観 覧 料：一般 400 円、高・大生 300 円、中学生以下無料



## ■関連行事

### ○「なつかしのメンコ大会」

日 時：1月4日、11日、18日、25日（各土曜日） 11:00～12:00 参加者：計28人

### ○「昭和を語ろう」

日 時：1月12日、2月2日、16日（各日曜日） 14:15～15:15 参加者：計90人

講 師：近藤 賢次（博物館ボランティア）、廣瀬毅（当館副館長・学芸員）、倉田文美（当館職員）、森拓也（当館職員）

### ○ワークショップ「むかしの道具を使ってみよう」

日 時：1月19日（日） 10:00～12:00 参加者：9人

講 師：倉田文美（当館職員）

### ○親子のプチワークショップ「むかしのあそび」

日 時：2月11日（火・祝） 10:00～11:30 参加者：8人

講 師：倉田文美（当館職員）

### ○昭和の青春SPレコード鑑賞

日 時：2月23日（日・祝） 14:15～15:15 参加者：31人

講 師：森拓也（当館職員）

## ■担当者所感（企画普及係 倉田文美）

当館では、本年度、館蔵品の実物展示とサカツコーポレーション株式会社が所蔵する「昭和初期から戦中にかけての調味料、飲料メーカーのポスター」を組み合わせ、なつかしい昭和のイメージを再現する「昭和の暮らし 昭和の面影」展を行った。昭和を知る観覧者からは、「なつかしく、昔のことが思い出されました」等の感想を多くいただき、見学校からは充実を図った体験コーナーで児童たちの意欲的な学習姿勢が見られたことについて評価を受けた。「サカツ・コレクションのポスター」については、児童には難しかったのではないかという感想もあったが、社会の変化、人権、戦争等を考える一歩をつかんでいる児童もみられ、さらなる学習につなげられる展示となった。

見学に先立っては、見学校と事前の打合せを行い、児童が受動的に館職員の説明を聞くのではなく、博物館の展示を活用して児童自らが学びを進めていく授業を展開することができるよう、展示のねらいや意図を博学連携で共有した。

資料の展示のねらいは、「物やくらしの変化」にあるので、変化がわかりやすく、比較しやすいように展示をするとともに、展示会場内に再現した「昭和30年代の教室コーナー」で、教室にあるものの変化から、「過去を知り、現在と比較することで未来が考えられ、それが大事である」という講話を館職員が行うことで博物館としての意図を伝えた。また、展示の学習ポイントとなる児童用見学ノートを作成し、課題を解くことで学習の補助となるようにした。ほとんどの学校で活用された見学ノートについては、学校の意見を取り入れながら、さらに使いやすく改良を重ねていきたい。

観覧者数については、総数として昨年度の5,538人とほぼ同数の5,557人であったが、有料観覧者数については、昨年度の1,929人からわずかではあるが2,081人に増加した。学校見学の観覧者については、昨年度の2,222人から2,425人に増加しているものの見学校数は年々減少している。その原因の一つとして、学校においては「地域とともにある学校づくり」を進める中で、「昭和の暮らし」にかかわる学習を博物館ではなく、地域の方々からの聞き取りや体験学習をすすめたり、校区に近い郷土資料館にて学習を深めたりしていることが考えられる。市内にある地域の博物館として、学校への広報のあり方や見学日程作成の工夫によって、より一層利用しやすくなるよう改善に努めたい。

## （5）共催展「第61回北勢地区高等学校美術展」

[主 催] 三重県高等学校美術工芸教育研究会、三重県高等学校文化連盟、三重県教育委員会

[共 催] 四日市市立博物館

■会 期：令和2年3月10日（火）～3月15日（日） 6日間

■観覧者数：0人（開催中止のため）

■観 覧 料：無料

■関連行事

○特別企画「講演とワークショップ」深堀隆介（美術作家）

日 時：令和2年3月14日（土） 11:00～12:00 講演会 13:30～15:30 ワークショップ  
 新型コロナウイルス感染症拡大防止による県立高等学校臨時休校のため中止

(6) 学習支援展示

①大昔の四日市 -弥生時代と古墳時代-	3月16日(土)～ 5月6日(月・休)	3Fロビー・白里亭	計 6,622 人 (令和元年度分) 4,680 人
②四日市空襲と戦時下の暮らし	6月11日(火)～ 9月1日(日)	3Fロビー・白里亭 2F常設展示一部	14,690 人
③大昔の四日市 -弥生時代と古墳時代-	令和2年3月17日 (火)～5月6日(水) ※4月15日(水)から 5月6日(水)までは 新型コロナウイルス 感染症拡大防止 のため中止	白里亭	計 524 人 (令和元年度分) 370 人

(7) 特別陳列

常設展「時空街道」に関わる資料や博物館のコレクションをテーマ別に紹介する展示

①館蔵品展Ⅰ 新収蔵品展	5月18日(土)～6月2日(日)	白里亭	2,639 人
②館蔵品展Ⅱ 伊勢湾台風	9月14日(土)～10月20日(日)	白里亭	6,570 人
③館蔵品展Ⅲ 三重の里山の山菜	10月26日(土)～12月1日(日)	白里亭	4,939 人
④館蔵品展Ⅳ お正月～子年～	12月7日(土)～令和2年1月26 日(日)	白里亭	4,082 人
⑤館蔵品展Ⅴ ひな飾り	2月1日(土)～3月1日(日)	白里亭	3,569 人

3 教育普及事業

(1) 時空街道ツアー

体感型常設展「時空街道」を、博物館ボランティアが案内人となって案内。

4月14日(日)	3人	10月14日(月・祝)	2人
5月4日(土・祝)	11人	11月4日(月・休)	4人
7月14日(日)	5人	11月24日(日)	8人
8月4日(日)	8人	令和2年2月24日(月・休)	9人
合 計			50人

(2) ミュージアムセミナー「絵画史を彩る作家と名品」

日本の近代絵画を支えた4人の作家と作品の魅力について、研究の第一人者たちが語る。

7月27日(土)	世界で一番有名な日本人！？葛飾北斎	神谷 浩 (国際浮世学会常任理事)	17人
8月24日(土)	日本画誕生	吉田俊英(当館館長)	24人
10月19日(土)	富岡鉄斎とその時代	木本文平(碧南市藤井達吉現代美術館館長)	18人

11月9日(土)	黒田清輝 明治人の使命と したこと	山田 諭 (京都市美術館学芸課課長)	14人
合 計			73人

※各回で要約筆記、手話通訳をつけて実施した。

(3) 館長講座「日本美術の新しい見方」

当館館長による講座。「美術史」の堅苦しいイメージからほんの少し視点や見方を変えて、面白くて魅力ある日本美術に迫ります。

4月13日(土)	「日本的リアリズム」って何?	55人
5月11日(土)	日本美術とアニミズム	50人
6月15日(土)	比較は美術を楽しくする	40人
7月13日(土)	「型(かた)」と「形(かたち)」の美術史	50人
8月10日(土)	日本文化における「真・行・草」	33人
9月21日(土)	日本文化の「東西南北」	29人
10月12日(土)	「風景画」の流れ ※暴風警報発令による休館のため中止	—
11月23日(土・祝)	「美人画」の流れ	35人
12月14日(土)	「花鳥画」の流れ	36人
令和2年1月11日(土)	「色」いろいろ	42人
2月8日(土)	日本絵画の戯画性	38人
3月28日(土)	世間はアートで満ちている ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
合 計		408人

※各回で要約筆記、手話通訳をつけて実施した。

(4) 大人の社会科

博物館に興味を持つ大人を対象にしたワークショップ

4月27日(土)	バックヤードツアー	7人
5月18日(土)	風呂敷	3人
9月28日(土)	学芸員体験 資料の調査方法	3人
令和2年2月29日(土)	史料講読会 教科書の掲載史料	4人
合 計		17人

(5) 「子ども博物館教室 親と子のプチわーくしょっぷ」

幼児を対象に、親子でふれあいながら作品をつくる。

4月28日(日)	かみコップでどうぶつえん	3人
6月2日(日)	「さくら」でつくろう	2人
8月25日(日)	「どんぐり」でつくろう	39人
11月24日(日)	「まつぼっくり」でつくろう	20人
12月1日(日)	はじめての「ねんがじょう」	24人
令和2年 2月11日(火・祝)	むかしのあそび	8人

合 計	96 人
-----	------

(6) 「子ども博物館教室 ワークショップ」

子どもたちが展覧会や博物館、また年中行事等に興味をもてるよう、楽しい教室や工作を行う。

5月26日(日)	まが玉をつくろう	24人
7月7日(日)	七夕かざり	12人
7月14日(日)・ 15日(月・祝)	飛び出すカード(4回)	133人
12月8日(日)	紙版画で年賀状	9人
令和2年1月19日(日)	むかしの道具を使ってみよう	9人
2月23日(日・祝)	ひな祭り	18人
合 計		205人

(7) 「子ども博物館教室 ジュニア学芸員養成講座」

博物館や学芸員の仕事に興味をもつ子どもたちを対象にした教室。

5月12日(土)	学芸員入門	4人
6月16日(土)	四日市空襲を語り継ごう	18人
7月28日(土)	バックヤード探検	27人
8月18日(日)	美術品に触れよう	6人
合 計		55人

(8) 「丹羽文雄記念室」行事

丹羽文雄の作品世界を知るため、朗読会などを行う。

4月20日(土)	作品朗読会「古里の寺」	13人
11月16日(土)	原作映画上映会「人間模様」	23人
合 計		36人

(9) 「いちにの散策よっかいち」

まちなかで小さな発見を目指して行う散歩のようなフィールドワーク。

6月1日(土)	杖衝坂とその周辺	4人
10月26日(土)	智積養水とその周辺	6人
合 計		10人

(10) 大人の学びなおし

現在の教科書に書かれている内容を当館職員が解説する。

6月23日(日)	学びなおしへの招待～今昔教科書比べ～	27人
9月1日(日)	古代の民衆仏教	19人
10月6日(日)	古代国家の政治思想～律令・仏教・漢文学～	28人
11月10日(日)	古代の土地制度～公地公民から荘園公領制～	23人
令和2年1月26日(日)	地藏信仰と流行神	31人

3月22日(日)	生き物の名前今昔 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
合 計		128人

※要約筆記、手話通訳をつけて実施した。

- (11) 読み解き江戸ぐらし  
当館副館長による講座。浮世絵や古文書を元に、江戸時代のくらしを読み解く。

令和2年1月5日(日)	「時」を読み解く	52人
2月9日(日)	「言葉」を読み解く	57人
3月1日(土)	「娯楽」を読み解く ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
合 計		109人

- (12) 博物館実習（大学生・大学院生対象）  
9大学11人 8月20日(火)～8月30日(金)の内、土、日、休館日を除く8日間

- (13) 教員のための研修  
社会体験研修 8人  
体験的博物館講座 7人

- (14) 中学生の職場体験 13校25人

- (15) 丹羽文雄記念室 語り部ボランティアの活動  
四日市が誇る作家丹羽文雄をより一層市民に知っていただき、四日市の文化を再発見する取り組みとして、語り部の解説や、ゆかりの地を散策するルートのご案内を行っている。特に、毎月20日は「語り部の日」と定め、記念室で案内の活動を行っている。本年度の活動は延べ56人であった。

- (16) ボランティアの養成と協働  
博物館ボランティアの登録数は、平成28年度の養成者5人、29年度養成者17人、30年養成者17人、令和元年度養成者7人の46人で、研修を含む活動人数は延1,186人にのぼる。今後も新たなボランティアの養成をおこない、観覧者の知識や経験に応じた対話ができるような活動をめざしたい。

博物館ボランティア	登録者数 46人（うち31年度登録者7人） 延べ活動者数 1,186人
丹羽文雄記念室語り部	登録者数 11人（内新規5人） 延べ活動者数 56人
古文書ボランティア	登録者数 9人 延べ活動者数 104人

#### 博物館ボランティア研修日程

9月28日(土)	オリエンテーション	12月7日(土)	基礎研修②
10月26日(土)	事例研修	令和2年 1月20日(月)	現ボランティアに聞く
11月2日(土)	接遇研修	2月3日(月)	実践研修①
11月30日(土)	基礎研修①	2月17日(月)	実践研修②

## 丹羽文雄記念室語り部研修日程

10月22日(火・祝)	説明会	令和2年 1月25日(土)	演習「作品輪読と学習」
11月1日(金)	講義「丹羽文雄の文学」	2月22日(土)	講義・演習 「展示資料について」
11月16日(土)	原作映画上映会	3月12日(木)	演習「現語り部と意見交換」
12月21日(土)	講義「丹羽文雄の生涯と文学性」		

### (17) 講座講師の派遣

地区市民センター等館外で行われる講演会等への講師派遣を実施している。博物館の担うべき教育普及機能としての活動、市民の学習意欲を高めるための活動、また、博物館に親しんでもらうための活動として積極的に対応しているところである。

月日	演題	主催者	参加者数
4月9日(火)	映像で振り返る昭和の四日市	熟年大学23期会	64人
4月22日(月)	地獄と極楽の話	日永郷土史研究会	21人
4月25日(木)	なつかしい四日市の鉄道	室山町ふれあいサロン悠友室山	21人
4月25日(木)	地獄と極楽の話	熟年大学33期会	45人
5月15日(水)	地獄と極楽の話	あんずの会	15人
5月15日(水)	映像で振り返る昭和の四日市	桜台三丁目サロン	13人
5月17日(金)	富田塾～自分の地域をもっと知ろう～	富田小学校6年(総合学習)	137人
5月24日(金)	歴史街道・采女城	采女城跡保存会	26人
5月31日(金)	四日市学 四日市の歴史	四日市大学	130人
6月6日(木)	四日市場から四日市宿へ	四日市市障害者福祉センター	20人
6月13日(木)	心をつつむ風呂敷	サロンほんごう	9人
7月12日(金)	地獄と極楽の話	糖友会	51人
7月13日(土)	心をつつむ風呂敷	北星高等学校	20人
7月26日(金)	東海道と四日市宿	かわしま園やよい会	22人
9月25日(水)	地獄と極楽の話	四日市市シルバー人材センター	33人
11月8日(金)	東海道と四日市宿	八郷地区連合社会福祉協議会	35人
11月8日(金)	東海道と四日市宿	八郷地区連合社会福祉協議会	40人
11月9日(土)	四日市空襲と戦時下の暮らし	三四子どもの未来を語る会	26人
11月12日(火)	地獄と極楽の話	ハッピーサロン	20人
11月13日(水)	萬古焼の楽しい見方	松本3区自治会	22人
11月21日(木)	心をつつむ風呂敷	ぼちぼち会	6人
11月28日(木)	地獄と極楽の話	小山田地区社会福祉協議会	16人
12月8日(日)	四日市祭を支えた町人文化	四日市案内人協会	69人

令和2年 2月6日(木)	丹羽文雄講座	四日市市障害者福祉センター	14人
2月6日(木)	日本文化における真行草	四日市熟年大学33期OB会	48人
2月19日(水)	伊勢参宮と四日市	白寿会	20人
2月27日(木)	地獄と極楽の話	室山町ふれあいサロン「悠々室山」	17人
合計27回		合計	960人

#### 4 資料収集保存事業

##### (1) 資料収集と保存

博物館の諸活動のなかで、最も基本となる活動として、各資料の収集を図り、その保存に努めた。

##### (2) 資料燻蒸

資料は受け入れ毎に、随時、燻蒸庫にて燻蒸をおこない収蔵する。文化財IPM(総合的有害生物管理)の手法で環境管理を実施し、虫菌害の発生しにくい環境を保持することで、収蔵庫燻蒸を極力おこなわず、環境への影響を低減するよう努めているが、本年度はモニタリング調査の結果をふまえ、5年ぶりに第1・2・3収蔵庫の燻蒸を実施した。

##### (3) 資料の状況 (令和2年3月末現在)

1 人 文 科 学 資 料	区 分	実物・標本	模写模型
	(1)考古	1,429	25
	(2)美術工芸	3,354	30
	(3)民俗	5,440	18
	(4)歴史	12,384	62
	(5)文学	4,917	8
	計	27,524	143

2 自 然 科 学 資 料	区 分	実物・標本	模写模型
	(1)動物資料	0	0
	(2)植物資料	3,273	0
	(3)地学資料	130	2
	(4)理工学資料	0	0
	(5)天文資料	7	0
	(6)その他	0	0
計	3,410	2	

※資料点数合計 31,079

##### (4) 新収蔵資料

令和元年度寄贈資料

番号	資料名	分野	点数	寄贈年月日
1	小さな旅の記念館旧蔵資料	歴史	506点	6月14日
2	創立二十年記念 東洋紡績株式会社要覧	歴史	1点	8月2日
3	四日市高校優勝記念アルバム、東海道名物新版四日市祭礼 祭車絵葉書等(別紙参照)	歴史	80点	8月6日
4	わら打ち機	民俗	1点	8月12日
5	感謝状(四日市電報電話局長より)	歴史	1点	8月20日
6	伊勢湾台風被災写真	歴史	12点	9月13日

7	冊子「白百合」、書「萬国春風百花舞」	歴史	2点	9月15日
8	加藤権六作急須1点・湯呑茶碗3点 加藤権六家族写真2点	美術工芸	6点	9月22日
9	蓄音機1点、蓄音機台1点、SPレコード48点	歴史	50点	11月9日
10	カメラ(ペトリ2.8)、カメラカバー(ペトリ用)	歴史	2点	11月21日
11	昭和時代の生活用品	民俗	44点	12月10日
12	七五三祝い帯、グリコ本舗おもちゃ1931	民俗	2点	令和2年 1月9日
13	昭和21年高等科英語教科書、昭和21年ローマ字入門読本、 保存食セット	歴史	3点	1月31日
14	川村鉄工所、イセ号チラス	歴史	1点	3月1日
15	こいのぼり一式	民俗	1点	3月12日
16	電気反射火鉢、扇風機、電気手あぶり、藤枕	民俗	4点	3月12日

#### 令和元年度寄託資料

番号	資料名	分野	点数	寄託年月日
1	下駄	考古	2点	12月4日
2	箒	考古	1点	12月4日
3	刀装具	考古	1点	12月4日

## 5 調査研究事業

### (1) 調査研究

学芸員の博物館専門職員としての資質を高め、専門分野の学術的研究をはじめさまざまな知識を享受し、特別展示の開催等、多くの事業に資するため、各種情報の収集に努めつつ、調査研究活動を行っている。今後も常設展示、特別展示等の充実、教育普及事業の活発化、各専門分野における自己研鑽に努めつつ、他の博物館や公共機関等の調査研究活動への協力、資料収集、展示等への技術的指導と助言・援助、また、いろいろな施設で開催される各種の講演会等への講師派遣など研究成果の還元を図っている。

そのため、館及び分野ごとの共通テーマに基づいた年度ごとの課題調査、学芸員個別の研究テーマによる調査、企画・特別展示に向けた事前の調査など、博物館の諸活動を支える基礎的活動を活発に展開していきたいと考えている。

#### 課題調査

- 「市内所在資料・コレクション等調査」「岩野見司旧蔵考古資料調査」
- 「次年度以降企画・特別展示調査」「昭和のくらし道具調査」
- 「江戸期から明治期の四日市の景観の研究調査」「市内寺院調査」
- 「教育普及事業（ワークショップ・学習支援展示）調査」

### (2) 館蔵資料の翻刻作業

古文書ボランティアによって月2回ずつ当館にて活動していただいている。本年度の活動は延べ85人であった。その成果については今後発表していく予定である。

## 2 プラネタリウム事業

### 1 GINGA PORT 401

博物館 5 階フロアを宇宙の港、銀河ポート 401 とし位置づけ、「地球から見た宇宙」という視点だけでなく、「宇宙からみた地球、宇宙からみた四日市」という新たなまなざしで、私たちの星である「かけがえのない地球」を見つめ直すことをコンセプトにしている。宇宙と地球環境を柱に据えたプラネタリウム事業を展開している。



- (1) コズミックギャラリーには JAXA コーナーを設置し、宇宙服のレプリカや JAXA から貸与を受けている宇宙食や人工衛星の模型、ロケット打上げ PR 用ポスターなどを展示し、地球環境をテーマとした宇宙から見た地球の映像を映し出している。また、プラネタリウム番組内容に合わせて、番組の映像の紹介や宇宙エレベーターモデルの展示を展示を行った。
- (2) コズミックラウンジには、旧プラネタリウム投映機を展示し、光学式投映機での星の映し方について解説するコーナーを設けている。天文ボランティアと協働で定期的にワークショップ（ガリレオ教室や天文ボランティア工房）を開催した。
- (3) プラネタリウムドームを宇宙船（コズミッククルーザー）と位置づけ、宇宙船に乗って宇宙からみた星空や宇宙の旅を楽しむことができる。世界で最も多くの星を映し出す投映機として世界記録に認定（平成 28 年 7 月）されたケイロン 401 を生かした、生解説を行っている。
- (4) 機器のリニューアルから 5 年が経過し、全天 8 K デジタル映像の輝度の低下が顕著で、高精細な映像で宇宙空間を体感してもらうことが困難になってきている。高解像度で鮮やかな映像再現は、当館の魅力の一つでもあることから、機器のオーバーホールを検討していく必要がある。

### 2 プラネタリウム投映事業

投映時間を 45 分間とし、4 季節に合わせて 3 種類の番組（一般、ファミリー、星空）を投映した。中でも一般番組（夏と春）については、投映機の機能を十分に発揮させた番組を制作委託した。星空番組については、自主制作によるフルライブ解説とした。

また、特別番組として、子育て支援の一環として幼児とその保護者を対象にした「幼児番組はじめてのプラネタリウム」、毎週土曜日の夜間開館で投映する「夜間特別番組」、四日市公害と環境未来館の事業にあわせた「四日市公害と環境未来館企画展オリジナル番組」を行った。

どなたにもプラネタリウムを楽しんでいただけるように整備した「ドーム内にある遮音室やシアリンググループ」「ホワイエの階段昇降機」を活用している。なお、字幕付き投映は、4 種類の番組（一般、ファミリー、星空、夜間特別）で期間中に 1 回ずつ行った。

#### <季節番組のタイムテーブル> 令和 2 年 3 月 31 日(火) まで

投映時間	一般番組	ファミリー番組	ファミリー番組	一般番組	星空番組	夜間特別番組
平日				14 : 30	15 : 45	
土・日・祝 学校園 長期休暇期間	10 : 15	11 : 30	13 : 15	14 : 30	15 : 45	<土曜限定> 18 : 30

※令和 2 年 3 月 10 日(火) 以降の投映開始時刻をそれぞれの番組で 10 分早め、入場も含めて 55 分間の投映とした。

#### <季節番組のタイムテーブル> 令和 2 年 4 月 1 日(日) 以降

投映時間	ファミリー番組	ファミリー番組	一般番組	一般番組	ファミリー番組	夜間特別番組
平日				14 : 20	15 : 35	

土・日・祝 学校園 長期休暇期間	10:05	11:20	13:05	14:20	15:35	<土曜限定> 18:20
------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-----------------

(1) 季節番組 (料金: 一般 540 円 高・大生 380 円 小・中生 210 円 幼児無料)

※消費税率の改定に伴い、令和元年10月1日より 一般 550 円 高・大生 390 円

放映期間	番組名	放映日数	放映回数	観覧者数
春番組 3/16(土) ～6/2(日) 69日間	一般番組「星の旅 -世界編-」 令和元年度分 (4/1～6/2)	69日間	98回	3,058人
	ファミリー番組「ぼのぼの 宇宙から来たともだち」 令和元年度分 (4/1～6/2)	55日間	73回	2,325人
	ファミリー番組「ぼのぼの 宇宙から来たともだち」 令和元年度分 (4/1～6/2)	39日間	78回	3,195人
	ファミリー番組「ぼのぼの 宇宙から来たともだち」 令和元年度分 (4/1～6/2)	28日間	56回	2,348人
	星空番組「12の星ものがたり・春 ～あなたの誕生日の星空は?～」 令和元年度分 (4/1～6/2)	67日間	67回	1,203人
夏番組 6/11(火) ～9/1(日) 72日間	一般番組「月世界へ～FROM THE EARTH TO THE MOON～」	53日間	53回	852人
	ファミリー番組「ちびまる子ちゃん それでも地球はまわっている」	72日間	83回	5,605人
	ファミリー番組「ちびまる子ちゃん それでも地球はまわっている」	49日間	98回	8,199人
秋番組 9/10(火) ～12/15(日) 83日間	星空番組「12の星ものがたり・夏 ～あなたの誕生日の星空は?～」	72日間	72回	3,939人
	一般番組「アースシンフォニー 光と水が奏でる 空の物語」	82日間	114回	2,618人
	ファミリー番組「ムーミン谷のオーロラ」	32日間	64回	4,250人
冬番組 12/21(土) ～令和2年 3/1(日) 55日間	星空番組「12の星ものがたり・秋 ～あなたの誕生日の星空は?～」	79日間	79回	1,467人
	一般番組「コズミックフロント ～宇宙エレベーターの旅～」	54日間	81回	1,638人
	ファミリー番組「プラネタリアム はなかつば 花さけ!パッカ～ん 宇宙旅行」	27日間	54回	3,137人
春番組 3/10(火) ～6/7(日) 6日間	星空番組「12の星ものがたり・冬 ～あなたの誕生日の星空は?～」	55日間	55回	920人
	一般番組「HAYABUSA2-REBORN-」 令和元年度分 (R2 3/10～3/31)	6日間	8回	145人
	一般番組「HAYABUSA2-REBORN-」 令和元年度分 (R2 3/10～3/31)	0日間	0回	0人
	ファミリー番組「かいけつゾロリ ZZのひみつ」 令和元年度分 (R2 3/10～3/31)	5日間	9回	135人
合計	令和元年度	264日間	882回	37,298人

※3月10日から3月31日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため放映中止

○春番組

一般番組 「星の旅 -世界編-」

写真家でグラフィックデザイナーでもある加賀谷穰氏(KAGAYA)制作の番組である。南十字星や天の川、ウユニ塩湖の湖面に映る満天の星空など、何年もかけて撮影されたたくさんの実写映像がまばゆいばかりに描かれていた。また、緯度変化による星座の見え方の違いも分かりやすく表現されていた。観覧された方からは、映像の美しさを評価する感想が多くあった。今後も、本番組のようなデジタルプラネタリアムの良さを発揮できる番組も取り入れながら、当館のプラネタリアムの魅力を感じていただけるようにしていきたい。(天文係 西山達)



## ファミリー番組 「ぼのぼの 宇宙から来たともだち」

現在もテレビで放送中のアニメ「ぼのぼの」のプラネタリウム番組を放映した。主人公であるラッコの子どもぼのぼのが、宇宙から来た自分そっくりな宇宙人・ボノボノと宇宙旅行へ出かける物語である。幼児向けの空想の世界を描いているために、非科学的な場面もあるが、地球を離れて宇宙空間へ出ていく場面や月面での様子などはリアリティーがあり、基礎的な知識が自然と身につく内容であった。ぼのぼのとした心温まる番組で、放映後はお客様の表情がやさしくなって帰っていただけた。前半の星空生解説では、番組内でも扱われている星座を取り上げて、本物の星空と番組の星空とを結びつけられるよう心がけた。今後も作品の魅力が宇宙への興味を広げ、子どもたちの心を和ませることができる番組を放映していきたい。  
(天文係 西山達)



## 星空番組 「12の星ものがたり・春・夏・秋・冬」

### ～あなたの誕生日の星空は?～ (自主制作番組)

平成30年度に引き続き黄道十二星座をテーマにして、毎月1星座ずつ特集の星座を替えながら年間を通じで季節の星座に親しんでいただく番組とした。星占いに登場するなど日常生活の中でよく耳にする誕生星座を特集していることから、幅広い世代の利用があった。観覧者の誕生日の星空再現（観覧した日の属する月生まれの方限定）も人気で、リピーターが多い番組であった。(天文係 加藤正之)



## ○夏番組

### 一般番組 「月世界へ～FROM THE EARTH TO THE MOON～」

アポロ11号が月面に着陸をしてから50年周年を迎えた今年ならではの番組とした。企画と番組構成までは当館職員で検討し、その後の制作は、当館プラネタリウムシステムの製造者でもある五藤光学(株)により行った。そのため、全天周の映像を多くの場面で取り入れたり、移動天文車「きらら号」の映像を取り入れたりして、専門的（撮影や編集、プログラミングなど）なコンテンツを生かした番組とした。



番組内容としては、人類が月世界旅行をめざして描いた夢の歴史を振り返り、その夢の実現が叶った50年前の実写映像とCGとを組み合わせる月の魅力を表現したものであった。解説者がそれぞれの映像について説明をしながら、月に関するクイズも入れて番組を進めたことで、「解説が分かりやすく見ていて楽しかった。」といった感想が寄せられた。今後も、参加型になる演出を適切に取り入れ、より観覧者の興味を引き、関心をアップさせることができる工夫をしていきたい。  
(天文係 西山達)

## ファミリー番組 「ちびまる子ちゃん それでも地球は回っている」

子どもに人気の「ちびまる子ちゃん」のプラネタリウムオリジナル作品である。コペルニクスやガリレオが唱えた地動説が人々にどのように受け取られたかについてアニメキャラクターを使って描かれるとともに、自分たちで学んでいく方法のひとつとして科学館へ行って楽しく学ぶ場面も描かれている。観覧者は小さな子どもが多かったため、番組前半の星空解説では、日没や星の動き(日周運動)の場面で地球の自転を意識させる等、より番組の内容が理解できるように補足説明を入れ、子どもたちの理解が深まるように配慮した。今後も観覧者の年齢やニーズに合わせた生解説を行うことで、星空解説と番組とをセットで楽しめるようにしていきたい。(天文係 西山達)



## ○秋番組

### 一般番組 「アースシンフォニー 光と水が奏でる空の物語」

春番組「星の旅・世界編-」と同じくプラネタリウム映像クリエイターのKAGAYA氏制作の番組である。オーロラや流星群、雪や雲など、地球を包む大気が起こす美しい現象をプラネタリウムで体感することができ、めぐる季節の星空を壮大で心地よい音楽とともに楽しめる番組であった。また、地球が、固体、液体、気体という三つの状態で水が存在できる惑星であるがゆえに水が循環し、大



気の存在が地上の生物を守っているという視点も示され、環境保全の大切さも感じられるような内容であった。今後、当館のプラネタリウムのコンセプトとなっている「宇宙から見た地球を体感できる」番組として、環境学習プログラムにて放映をしていく予定である。(天文係 西山達)

ファミリー番組 「ムーミン谷のオーロラ」

スライド演出で製作されたプラネタリウム作品をフルアニメーション版にリメイクした番組で、平成 15 年の秋ファミリー番組として当館でも放映した実績がある。根強い人気のあるキャラクターのため、ミュージアムショップで販売していたムーミングッズの売れ行きも好調であった。

本当に大切なものは私たちの身近なところにあるという番組に込められたメッセージ性もしっかりしており、観覧者アンケートの結果も満足度は、90%以上を記録した。また、番組内で取り上げられている春の訪れを知らせる「春のタネ」に関連させた、カーネーションのタネ（先着 3,000 袋）の配布も好評であった。

このように番組だけでなく、関連展示やショップでの物販、特別なノベルティー配布などをすることで、番組を見て終わりにならない仕掛けづくりも引き続き取り組んでいきたい。(天文係 加藤正之)



○冬番組

一般番組 「コスミックフロント～宇宙エレベーターの旅～」

NHK BS プレミアムにて放送されていた科学番組をプラネタリウム版に編集した作品で、宇宙エレベーターについて大変わかりやすくまとめられていた。アンケートの意見として「宇宙へ行った気分になった」とあるように、番組では今から 30 年後の未来の地球という設定で、実際に宇宙エレベーターの旅をするストーリーになっていたことから、宇宙旅行気分を味わっていただけただけのように思う。関連展示として津工業高等学校（電子科）の協力を得て実施した宇宙エレベーターロボット（クライマー）の動く展示やパネル展示も好評であった。(天文係 加藤正之)



ファミリー番組 「プラネタリウム はなかっぱ 花さけ!パッカ～ん 宇宙旅行」

絵本が原作のテレビアニメのキャラクターであることから、来場者は、ほかのファミリー番組に比べ未就学児を含むファミリーが多かった。アンケートからは、楽しかった、わかりやすかったという意見が多く、番組に登場するキャラクターが面白おかしく星座を紹介するシーンがあったり、来場者に助けをを求める演出があったりしたことで、親しみやすかったようである。お話を聞くだけでなく参加型の演出もあったことがよかったのではないかと思います。今後も知名度のあるキャラクターを通して、宇宙に親しんでもらえるような番組を選定していきたい。

(天文係 加藤正之)



(2) 特別番組

① 夜間特別番組 料金：季節番組と同じ 毎週土曜日の 18：30～19：15

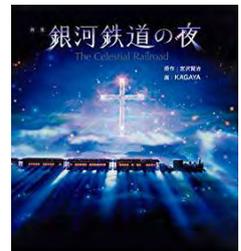
投 映 期 間	番 組 名	投 映 回 数	観 覧 者 数
3月16日(土) ～6月1日(土)	「南極ヒーリング この地球(ほし)の果てで」	11回	247人
平成31年度分(4/6～6/1)		9回	195人
6月15日(土) ～8月31日(土)	「銀河鉄道の夜」	11回	791人
9月21日(土) ～12月14日(土)	「銀河鉄道の夜」	12回	659人
12月21日(土) ～令和2年2月29日(土)	「花鳥風月 星ごよみ」	7回	190人

令和2年3月14日(土) ～6月6日(土)	「花鳥風月 星ごよみ」	1回	32人
平成31年度分 (令和2年 3/14・28)		0回	0人
合計	令和元年度	39回	1,835人

※3月14日、3月28日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため投映中止

### 夜間特別番組 「銀河鉄道の夜」

当館で市制111周年を記念して平成20年6月から約8か月の間、ファミリー番組の枠で投映をした作品の再投映をした。前回は、星座解説をせずに38分版の通常版を投映したが、今回は星座解説をするために28分のショート版の投映とした。観覧者の声では、通常版を見たかったという要望が多かった。夜間特別番組としては、1回あたりの観覧者数が63人となり、制作者のKAGAYA氏の代表作品とも言えるこの作品の人気の高さを感じることができた。今後も全天に広がる映像の美しさやドーム空間を感じられる番組も選定していきたい。(天文係 加藤正之)



### 夜間特別番組 「花鳥風月 星ごよみ」

ヒーリング番組として、日本の四季の風情を感じてもらいながら、その時期に見ごろの星座を紹介していく番組。二十四節気をすべてとりあげ、節気それぞれの特徴を文字でドーム内に映す演出があった。その際、全天映像を出すプロジェクターの輝度の低下があり、文字が暗く読みにくいという声が聞かれた。最新の機器を導入したりリニューアルから5年が経過し、機器の経年劣化も進んでいることから、今後も明るく高精細な映像を提供できるように、機器のメンテナンスにしっかり取り組みたい。(天文係 加藤正之)



② 幼児番組 はじめてのプラネタリウム 料金：季節番組と同じ 10：15～11：00

月 日	番組名	投映回数	観覧者数
4月12日(金)・19日(金)・ 26日(金)・ 4月27日(土) ～5月6日(月・休)	「しまじろうとおつきさまのひみつ」	13回	1,588人

### 幼児番組 はじめてのプラネタリウム「しまじろうとおつきさまのひみつ」

知育玩具から各種日用品に至るまで幅広くグッズ展開をしている人気のキャラクターを使った番組で、4月27日以降は、毎回満席となり、乳児や幼児を中心に多くの観覧者でにぎわった。来年度以降は、幼児番組の投映回数を増やすなどの対策をしていきたい。

月のひみつがテーマであるため、月の満ち欠けといった内容を含んではいたものの、クイズに挑戦するという仕掛けになっていたことで、キャラクターのやり取りをとおして子ども達にも親しみやすかったようである。

(天文係 加藤正之)



③ 四日市公害と環境未来館企画展オリジナル番組 10：15～10：30、10：45～11：00

月 日	テーマ	観覧者数
7月20日(土) ～9月1日(日)	地球が心配 ～宇宙から地球をヘルスチェック～	778人

※期間中、10：15の一般番組は中止した。

※企画展のチケットで100人程度ずつを定員とした。

(3) 学習投映

①天体学習プログラム（保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等の団体利用）

平日①9：50～10：35、②10：50～11：35、③13：15～14：00

季節の星座を中心に年齢・学年に応じた、生解説による双方向型の学習用プラネタリウム投映

対 象	テ ー マ	校 園 数	観 覧 者 数
保育園・幼稚園・ 認定こども園	4月～5月 星空動物園へようこそ	96 園	3,737 人
	6月～7月 七夕物語		
	9月～10月 お月さまのお話		
	11月～12月 アンドロメダ姫物語		
	1月～3月 冬の星とオリオン座物語		
小学校	4月～5月 星座クイズに挑戦！	43 校	3,007 人
	6月～7月 星座早見盤の使い方と夏の大三角		
	9月～12月 月の動き（小4）、月と太陽（小6）		
	1月～3月 オリオン座の動きと冬の大三角		
中学校	通年 地球とその外側の世界 太陽と恒星の動き 月と金星の動きと見え方	21 校	2,537 人
特別支援学校 ・学級	通年 季節の星空と宇宙 ケンタの星さがし ポワンとフーニャンの宇宙調査隊	19 校	338 人
その他の学校など	通年 季節の星空と宇宙	9 団体	302 人
合計	投映回数 148 回	188 校	9,921 人

※2月から3月にかけては、新型コロナウイルス感染症により予約のキャンセル有。

②環境学習プログラム（小・中学校などの団体）

平日①9：50～10：20、②10：50～11：20、③13：15～13：45

四日市公害と環境未来館との連携によるプログラム

対 象	テ ー マ	校 数	観 覧 者 数
小学校	通年 1、アースメッセージ ～かけがえのない惑星(ほし)へ～ 2、アースシンフォニー 光と水が奏でる空の物語	31 校	2,067 人
中学校		0 校	0 人
その他の学校など		1 団体	19 人
合計	投映回数 31 回	32 校	2,086 人

(4) プラネタリウムイベント

① 宇宙塾 料金：無料 18：30～20：00

月 日	テ ー マ	講 師	観 覧 者 数
8月17日(土)	人工衛星から見た地球の姿 ～「しきさい」の観測結果から～	JAXA 第一宇宙技術部衛星シス テム開発統括付 空野正明	81 人

令和2年 2月8日(土)	誰でも宇宙へ行ける？ ～宇宙エレベーターの実現に向けて～	日本大学理工学部次長・教授 青木義男 協力：津工業高等学校	84人
3月21日(土)	宇宙大航海時代へ ～漆黒の大宇宙への冒険～	JAXA 宇宙科学研究所長 國中均	新型コロナウイルス感染症拡大防止の為に中止
合計			165人

※各回で要約筆記、手話通訳をつけて実施した。

② 特別企画 料金：600円（③は1,200円）前売り制 18：30～20：00（②は18：30～19：30）

月 日	テ ー マ	出 演 者	観覧者数
① 9月14日(土)	プラネタリウムコンサート 「名月とマリンバの夕べ」	ヴァンルージュ	133人
② 令和2年 2月1日(土)	プラネタリウムCDコンサート 「昭和の宇宙まんが音楽特集」	当館職員	57人
③ 2月22日(土)	プラネタリウムコンサート 「姫神 HIMEKAMI」	姫神(星 吉紀)	137人
合計			327人

(5) その他投映

① 研修・視察等に関する投映

月 日	時 間	対 象	観覧者数
5月10日(金)	16：45～17：00	四日市市新採研修	60人
7月30日(火)	16：50～17：00	地球環境塾（ICETT）	21人
合計	投映回数 2回		81人

② ふるさと納税者向け投映

月 日	時 間	対 象	観覧者数
※実施なし			一人
合計	投映回数 0回		0人

(6) その他視察

月 日	対 象	観覧者数
11月14日(木)	みえこどもの城	3人
合計		3人

### 3 天文教育普及事業

(1) 移動天文車「きらら号」事業

天文ボランティアの協力を得て観望会を実施。 料金：無料



① 派遣事業

要請により市内各地へ出動して観望会を行った。天候不良による観望会中止時で希望する団体には、天文教室を実施した。

ボランティア参加数：46人（延べ人数）

予 定	実 施	天文教室	中 止	参加者数
21回	13回(1,771人)	5回(264人)	3回	1,944人

② 主催事業

季節に見ごろの惑星などの観望会を、市民公園で実施した。対象は子どもから大人まで。（自由参加）

ボランティア参加数：45人（延べ人数）

予 定	実 施	中 止	参加者数
15回	7回	8回	756人

月 日	時 間	テ ー マ	参加者数
4月27日(土)	19:30~21:00	春の大曲線をさがそう	52人
5月25日(土)	19:30~21:00	春の大曲線をさがそう	116人
6月22日(土)	19:30~21:00	木星を見よう	天候不良のため中止
7月27日(土)	19:30~21:00	木星と土星を見よう ※コルキットの使い方講習	天候不良のため中止
8月7日(水)	19:30~21:00	織姫星と彦星を見よう（旧暦の七夕）	141人
8月10日(土)	19:00~20:30	月と木星、土星を見よう	202人
8月24日(土)	19:00~20:30	木星と土星を見よう	天候不良のため中止
9月13日(金)	19:30~21:00	中秋の名月を見よう	95人
9月28日(土)	18:30~20:00	木星と土星を見よう	天候不良のため中止
10月11日(金)	19:00~20:30	栗名月と土星を見よう	天候不良のため中止
11月23日(土・祝)	17:00~18:30	土星を見よう	132人
12月26日(木)	14:30~16:30	部分日食を見よう	天候不良のため中止
令和2年 1月25日(土)	18:00~19:30	金星とすばるを見よう (きらら号トラブルで出動せず)	18人
2月22日(土)	18:30~20:00	金星と冬の大三角をさがそう	天候不良のため中止
3月28日(土)	10:30~12:00	安全な方法で太陽を観察しよう	新型コロナウイルス感染症拡大防止の為中止

## (2) 公開観望会

移動天文車きさら号が出動しない観望会 料金：無料（自由参加）

月 日	時 間	内 容	場 所	参加者数
8月12日(月・休)	19:00~21:00	ペルセウス座流星群と 夏の星空観望会	伊坂ダム	93人
10月26日(土)	17:00~18:30	土星と「銀河鉄道の夜」の星を 見よう	当館屋上	67人
合計				160人

## (3) コズミックスクール ①当日受付、②③申込み制

月 日	時 間	内 容/場 所	対 象/定 員	材 料 費	参加者数
①4月27日(土) ～5月6日(月・ 休) ※5月11日(土) ～5月26日(日) まで展示 (年齢別で賞)	11:00 ～12:30	ぬりえであそぼう！ /コズミックラウンジ	幼児と保護者 /制限なし	無料	518人
②7月21日(日)	10:00 ～12:30	天体望遠鏡を作って 宇宙を観察しよう /研修実習室	小学3年以上と 保護者/20組	3,000円	43人
③7月28日(日)	15:00 ～17:00	立体月齢早見盤を作ろう /コズミックラウンジ	小学3年以上と 保護者/20組	200円	35人
合計					596人

※材料費は1セットの金額。

## (4) 楠歴史民俗資料館「夏の夜間特別開館」での工作

月 日	時 間	内 容	対 象/定 員	材 料 費	参加者数
5月25日(土)	14:30 ～16:00	風船ヘリコプターを 作ろう	制限なし/20組	100円	23人

## (5) 夏季教職員研修（天文教育研修）

月 日	時 間	内 容 / 対 象	講 師	参加者数
7月29日(月)	10:00 ～12:30	太陽系の惑星ってどんな星？ /小・中学校教員	愛知教育大学 講師 政田洋平	83人

## (6) 学校連携事業

希望する市内中学1年生から3年生を対象に、夏の一般番組と星空番組を学習として活用できるよう学習参加券(無料観覧券)を配付した。

期間：7月20日(土)から9月1日(日)までの夏休み期間

学年	校数	配付枚数	利用枚数	利用率
1年生	15校	1,948枚	1,226枚	63%
2年生	14校	1,680枚	1,142枚	68%
3年生	15校	1,917枚	1,244枚	65%

(7) JAXA連携事業 四日市こども科学セミナー 料金：無料（申込み制）

月 日	時 間	内 容 / 場 所	講 師	参加者数
8月4日(日)	①10:00 ～12:00 ②13:30 ～15:30	JAXA コズミックカレッジ in 四日市「かさ袋ロケットを作って飛ばそう」 ①小学1～3年、②小学4～6年 <各40組> /講座室	三重大学 教授 伊藤信成	①92人 ②83人

※教育支援課の予算にて実施。申込みと抽選業務は、教育支援課が委託した。

(8) ガリレオ教室（天文ボランティアとの協働）料金：無料（自由参加）場所：コズミックラウンジ  
ボランティア参加数：87人（延べ人数）

月 日	時 間	テ ー マ	参加者数
4月14日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	惑星のひみつ	28人
5月12日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	はやぶさ2のミッション	42人
7月14日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	木星のひみつ	47人
8月12日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	流星のひみつ	32人
10月13日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	月のひみつ	41人
11月10日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	太陽のひみつ	23人
12月8日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	日食のひみつ	30人
令和2年 1月12日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	今年の星たち	20人
2月9日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	宇宙エレベーター	19人
合計			282人

※6月・9月・3月は休館日のため開催なし。

(9) 天文ボランティア支援事業

天文ボランティアが主体的に実施する事業を支援した。

- ① 天文ボランティア学習会（全12回実施）  
ボランティア参加数 80人
- ② 天文ボランティア主催観望会（全7回実施）  
ボランティア参加数 43人
- ③ 天文ボランティア工房（全10回実施 参加者242人）  
ボランティア参加数 55人

### 3 ミュージアムショップ

来館者へのサービス提供の一環として、当館が直接運営している。

ミュージアムショップは、当博物館だけでなく、四日市公害と環境未来館を合わせた「そらんぼ四日市」としての普及活動としての側面を持ち、展覧会図録や研究紀要、専門書、関連グッズなどを販売している。

販売商品としては、通年販売のものだけでなく、各展覧会やプラネタリウムの番組内容に合わせ、短期契約の商品の選定・販売を行いました。

令和元年度（平成31年度）は、当館の特色である3つの施設をイメージしたパッケージの新商品「そらんぼあられ」の販売を開始しました。

また、プラネタリウムコンサートの開催に伴い、コンサート開催時間のみ、販売場所を5階コズミックギャラリーへ移し、コンサート関連商品の特別販売を行いました。

近年恒例となった初売りでは、令和2年1月2日（木）から当館オリジナル福袋の販売を行い、好評につき即完売となりました。



#### (1) 来店者数と販売状況

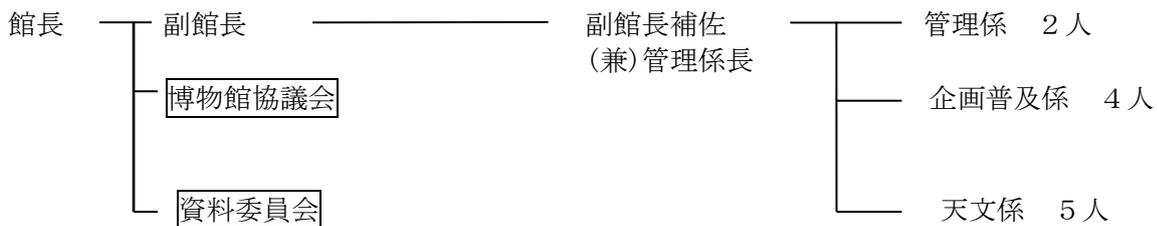
年 度	来店者数	購買人数	販売総額	購買単価
平成27年度	—	5,808人	5,351千円	921円
平成28年度	—	5,889人	5,765千円	979円
平成29年度	28,842人	5,117人	8,469千円	1,655円
平成30年度	32,304人	4,929人	6,007千円	1,219円
令和元年度	30,110人	6,080人	9,794千円	1,461円

## II 管理・運営

### 1 組織

#### (1) 職員構成

(令和2年3月末現在)



#### (2) 事務分掌

[管理係]

- (1) 博物館事業の調整及び運営に関すること。
- (2) 調査、統計及び報告に関すること。
- (3) 博物館協議会に関すること。
- (4) 施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- (5) 施設の使用許可に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関すること。
- (7) 楠歴史民俗資料館に関すること。
- (8) 館の庶務に関すること。

[企画普及係]

- (1) 特別展示の企画及び開催に関すること。
- (2) 常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関すること。
- (3) 博物館資料の収集、保管、展示、貸出及び利用に関すること。
- (4) 博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関すること。
- (5) 講演会、講習会、研究会等の開催に関すること。
- (6) 博物館資料の購入、受贈及び受託に関すること。
- (7) 博物館の広報に関すること。

[天文係]

- (1) プラネタリウムの映写及び天体観測に関すること。
- (2) 天文知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること。
- (4) 移動天文車に関すること。

## 2 予算

令和元年度（平成 31 年度）

[歳入]

(単位：千円)

科目			予算額
使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料	博物館使用料  楠歴史民俗資料館使用料	博物館観覧料 プラネタリウム観覧料 施設使用料 特殊器具使用料 敷地占用料 施設使用料	11,584 16,023 353 5 1 2
財産収入 財産売払収入 物品売払収入 物品売払収入	市史等売払収入	図録等	2,110
諸収入 雑入 雑入  雑入	教育費雑入  各種講座受講料	委託販売手数料 博物館事業費助成金 展覧会行事・教室等参加料	1,101 1,000 366
計			32,545

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	管理運営	設備維持 管理費・ 展示設備 維持管理費	調査 研究	展示開催	資料収集	教育普及	フネタリウム 投映・ 維持管理費	天文普及・ 移動天文車 維持管理	権臣民 俗資料館
報酬	174	174								
賃金	13,087	2,765		147	1,411	3,086	1,470			4,208
報償費	2,201	885		194	110	48	130	770	24	40
旅費	565	184		188	21	26	3	135	8	
需用費	44,084	28,969	5,309	8	2,795	263	170	3,349	1,519	1,702
役務費	6,115	1,391	48		3,614	82	326	572		82
委託料	109,294	13,093	55,491		13,980	8,249	410	15,467	1,032	1,572
使用料及 び賃借料	24,301	1,832	13			762		21,396		298
工事請負費			28,100							
備品購入費	1,139	35				100		735	50	219
負担金補助 及び交付金	14,452	68		51	14,323			10		
計	215,412	49,396	60,861	588	36,254	12,616	2,509	42,434	2,633	8,121

### 3 博物館協議会

四日市市立博物館協議会は、博物館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法及び四日市市立博物館条例の規定に基づき設置されるもので、平成5年6月1日付けで委員17人（定数20人以内）を委嘱（任期2年）して発足した。令和元年度委員は下表のとおりである。なお、令和元年度協議会は2回開催した。

- 第1回 令和元年7月23日(火) 15:00～17:00  
議題：①任命状の交付  
②正・副委員長選出  
③令和元年度上半期事業実施状況について  
④今後の四日市市立博物館について
- 第2回 令和2年3月18日(水) 9:30～12:00  
議題：①令和元年度下半期事業実施状況について  
②令和2年度事業実施計画案について  
③令和3年度事業構想について

	氏名	職名
学校教育関係	長谷 由香	四日市市小学校長会代表
	天野 智裕	四日市市中学校長会代表
	川森 佳代	四日市市公立幼稚園長会代表
	水谷 浩三	私立学校代表
社会教育関係	家城 宏光	四日市市自治会連合会代表
	竹下 すま子	四日市市社会教育委員代表
	小川 美和子	四日市市立博物館ボランティアの会代表 (博物館)
	山下 容子	四日市市立博物館ボランティアの会代表 (天文)
学識経験者	桐生 定巳	四日市市文化財保護審議会代表
	播磨 良紀	中京大学文学部教授
	伊藤 信成	三重大学教育学部教授
	北原 政子	おんたけ休暇村天文館館長
	小林 良輔	四日市市立博物館前館長
※	石原 文香	四日市市 PTA 連絡協議会代表

※家庭教育の向上に資する活動を行う者

#### 4 施設の利用

当館の施設の利用については、四日市市立博物館条例第5条により、特別展示室及び講座室を博物館の設置目的に反せず、博物館事業に支障のない範囲において、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するものについて利用を許可している。令和元年度実績は、以下のとおりである。なお、四日市市及び四日市市教育委員会の利用実績については記載を省略している。

##### [特別展示室]

- ・墨友会書作展（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）  
令和2年3月26日（木）～29日（日） 墨友会

##### [講座室]

- ・平成31（令和元）年度第55回三重県上下水道協会総会、役員会及び研修  
5月9日（木）三重県下水道協会
- ・障害者デイサービス「まるわかり四日市じゅく」丹羽文雄の学習  
令和2年2月6日（木）四日市市障害者福祉センター
- ・三重県下水道協会主管課長会議及び役員会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）  
令和2年3月10日（火）三重県下水道協会

#### 5 年報の発行 第26号 A4 54頁 インターネットホームページで公開

#### 6 利用状況（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

##### (1) 常設展観覧者数（無料）

月	開館日数	小中		園児		他団体		引率者	小中以下	大人・高大	観覧者計
		校	人数	園	人数	数	人数				
4	26	1	14	0	0	6	217	2	815	1,953	3,001

5	27	6	723	1	25	7	258	92	860	2,407	4,365
6	20	6	450	25	534	10	411	125	584	1,764	3,868
7	26	3	287	6	199	5	196	60	1,205	1,978	3,925
8	27	0	0	0	0	4	233	45	3,232	3,720	7,230
9	19	11	936	0	0	7	136	77	980	1,980	4,109
10	26	38	2,157	0	0	10	301	175	440	1,613	4,686
11	26	34	1,661	3	56	13	529	189	327	1,437	4,199
12	16	10	570	3	70	6	166	63	296	879	2,044
1	26	10	643	2	97	0	0	80	704	1,735	3,259
2	25	19	1,055	3	79	3	58	99	536	1,633	3,460
3	20	0	0	0	0	0	0	0	148	522	670
合計	285	138	8,496	43	1,060	71	2,505	1,007	10,127	21,621	44,816

※2月から3月にかけては、新型コロナウイルス感染症により団体予約のキャンセル有。

(2) 特別展観覧者数

会期	有料観覧者										無料観覧者							観覧者合計			
	個人		団体割引(2割引)		減免(5割引)		減免(5割引)の団体		有料観覧者計	小中		園児		他団体	小中以下	招待券	引率者		無料観覧者計		
	一般	高大	一般	高大	一般	高大	一般	高大		校	人数	園	人数							数	人数
①	39	5,051	131	348	2	255	14	11	0	5,812	0	0	1	17	0	0	961	959	4	1,941	7,753
②	38	1,585	46	308	1	69	2	14	0	2,025	0	0	0	0	2	70	262	567	4	903	2,928
③	32	370	12	60	0	20	0	4	0	466	1	73	0	0	0	0	68	168	6	315	781
④	52	1,703	48	197	0	121	3	9	0	2,081	32	2,293	1	31	0	0	542	388	222	3,476	5,557
合計	161	8,709	237	913	3	465	19	38	0	10,384	33	2,366	2	48	2	70	1,833	2,082	236	6,635	17,019

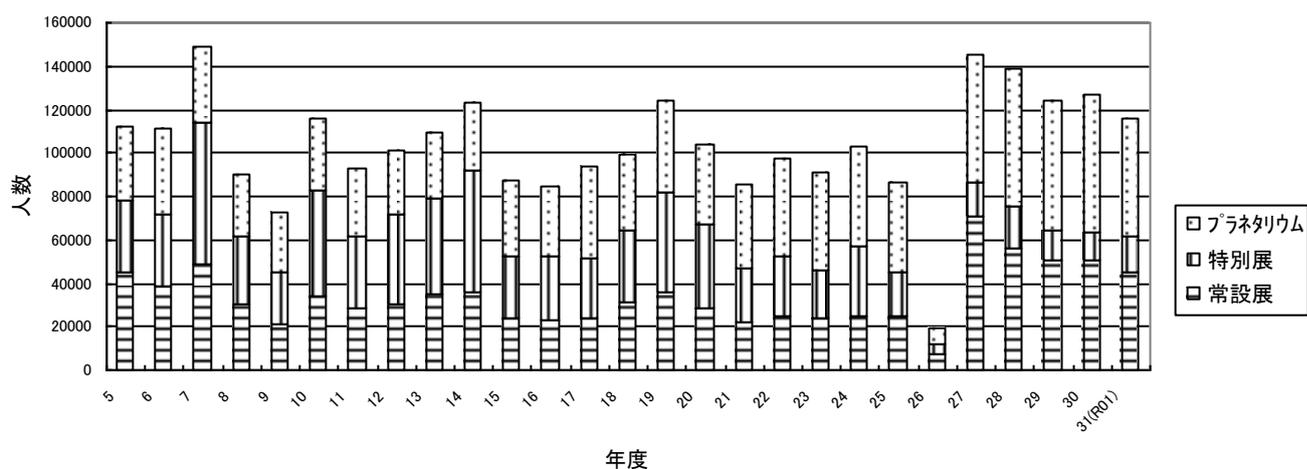
- ① 星をみつめるどうぶつたち はしもとみおの世界展
- ② ウィリアム・モリス 英国の風景とともにめぐるデザインの軌跡
- ③ みなとの歩み～市庭浦から港へ～ 開港120周年記念展
- ④ 昭和のくらし昭和の面影

(3) プラネタリウム観覧者数

月	放映回数	有料観覧者													無料観覧者										観覧者合計		
		個人			団体割引(2割引)			減免(5割引)			減免(5割引)の団体			特別放映	有料観覧者計	小中		園児		他団体		幼児	招待券	引率者		特別放映	無料観覧者計
		一般	高大	小中	一般	高大	小中	一般	高大	小中	一般	高大	小中			校	人数	園	人数	数	人数						
4	103	1,294	76	471	130	1	16	44	1	12	6	0	0	0	2,051	0	0	0	0	0	0	648	385	6	0	1,039	3,090
5	110	1,644	91	439	202	1	20	69	4	13	8	0	0	0	2,491	7	728	6	263	0	0	690	495	116	60	2,352	4,843
6	95	994	52	274	147	0	122	59	1	4	5	0	0	0	1,658	14	534	50	1,491	0	0	265	218	260	0	2,768	4,426
7	129	1,520	82	852	192	21	131	74	1	22	75	1	28	0	2,999	3	287	16	843	3	118	560	1,232	95	0	3,135	6,134
8	167	3,405	171	2,400	397	0	349	179	10	74	68	5	15	0	7,073	0	0	0	0	0	0	1,208	4,239	0	81	5,528	12,601
9	83	1,591	92	712	197	1	132	85	2	14	11	0	1	133	2,971	9	621	0	0	3	49	620	387	75	0	1,752	4,723
10	112	1,094	56	380	133	3	186	53	2	8	4	0	0	0	1,919	23	1,527	2	67	3	163	324	200	153	0	2,434	4,353
11	115	812	39	230	191	1	399	53	1	9	7	0	0	0	1,742	13	929	3	56	4	70	227	622	139	0	2,043	3,785
12	66	646	42	218	164	6	97	37	0	6	3	0	1	0	1,220	6	440	3	70	1	13	231	358	40	0	1,152	2,372
1	105	1,174	56	451	137	0	97	58	1	12	9	0	0	0	1,995	8	792	2	97	0	0	603	294	57	0	1,843	3,838
2	106	820	89	271	98	3	71	48	9	6	4	0	0	194	1,613	10	623	8	318	0	0	449	640	77	84	2,191	3,804
3	5	27	7	8	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	47	0	0	0	0	0	0	17	46	0	0	63	110
合計	1,196	15,021	853	6,706	1,991	37	1,622	759	32	180	200	6	45	327	27,779	93	6,481	90	3,205	14	413	5,842	9,116	1,018	225	26,300	54,079

※3月10日から3月31日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため放映中止。

(4) 観覧者数推移



年度 (平成)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
常設展	44,996	38,881	48,481	30,359	21,142	34,411	28,052	29,966	34,758	36,058
特別展	32,961	33,209	65,681	31,700	23,804	48,442	33,733	41,432	44,082	56,309
プラネタリウム	34,515	38,966	34,674	28,068	27,661	32,937	31,234	29,317	31,011	30,689
合計	112,472	111,056	148,836	90,127	72,607	115,790	93,019	100,715	109,851	123,056
累計	112,472	223,528	372,364	462,491	535,098	650,888	743,907	844,622	954,473	1,077,529

年度 (平成)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
常設展	24,093	22,626	24,171	30,978	36,001	28,781	22,399	24,479	23,859	24,522
特別展	28,413	29,498	26,940	33,098	45,980	38,347	24,956	27,903	22,152	32,723
プラネタリウム	34,591	32,333	42,519	35,264	41,926	36,900	38,538	45,406	45,215	45,293
合計	87,097	84,457	93,630	99,340	123,907	104,028	85,893	97,788	91,226	102,538
累計	1,164,626	1,249,083	1,342,713	1,442,053	1,565,960	1,669,988	1,755,881	1,853,669	1,944,895	2,047,433

年度 (平成)	25	26	27	28	29	30	31 (令和元 年度)			
常設展	24,579	7,355	71,143	56,454	50,595	50,689	44,816			
特別展	20,641	4,533	15,181	18,800	13,735	13,027	17,019			
プラネタリウム	40,876	7,649	59,195	63,310	60,068	63,389	54,079			
合計	86,096	19,537	145,519	138,564	124,398	127,105	115,914			
累計	2,133,529	2,153,066	2,298,585	2,437,149	2,561,547	2,688,652	2,804,566			

## 7 関係法規

### 四日市市立博物館条例

平成5年3月30日条例第16号

改正

平成9年3月27日条例第3号

平成12年3月29日条例第44号

平成16年12月28日条例第55号

平成17年3月28日条例第22号

平成18年10月5日条例第45号

平成21年1月23日条例第1号

平成25年12月27日条例第66号

平成26年12月22日条例第42号

平成31年3月25日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、自然科学及び人文科学に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、プラネタリウムによる天体運行等の映写を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、四日市市立博物館(以下「博物館」という。)を四日市市安島一丁目3番16号に設置する。

(事業)

第3条 博物館は、前条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸、天文等に関する実物、複製、複写、模型、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
  - (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
  - (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
  - (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
  - (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
  - (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
  - (7) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
  - (8) 他の博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
  - (9) プラネタリウムによる天体運行等の映写及び天体観測の指導に関すること。
  - (10) その他必要な事業
- 一部改正〔平成21年条例1号〕

(観覧料)

第4条 博物館特別展示を観覧しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを提示したものの観覧料の額は、別表第2に定める額とする。
- 一部改正〔平成16年条例55号・18年45号〕

(特別展示室等の使用)

第5条 四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)は、第2条の設置目的に反せず、第3条の事業に支障のない範囲内において、展示発表等のため、博物館の特別展示室、講座室(以下「特別展示室等」という。)の使用を許可することができる。

- 2 前項の規定により、特別展示室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
  - 3 前項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。
- 一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・26年42号〕

(特別利用の許可等)

第6条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、2,200円の範囲内において規則に定める手数料を納付しなければならない。
- 一部改正〔平成16年条例55号・25年66号〕

(館外貸出し)

第6条の2 博物館資料は、次の各号のいずれかに該当するときは、館外への貸出しをしない。ただし、委員会は、他の博物館、図書館、学校等適当と認めたものについて、博物館資料の館外貸出しを許可することができる。

- (1) 館外貸出しによって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員が認めたとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) その他委員会が博物館資料の館外貸出しをすることを不相当と認めたとき。

(入館等の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第5条第2項及び第6条第1項の許可をしない。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他委員会において管理上支障があると認めるとき。

(観覧料、使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料、使用料及び手数料を減額又は免除することができる。

(観覧料、使用料及び手数料の還付)

第9条 既納の観覧料、使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 第5条第2項、第6条第1項及び第6条の2の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第11条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第11条の規定により使用若しくは利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用若しくは利用中に建物、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(博物館協議会)

第15条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、法第20条第1項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、20人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
一部改正〔平成21年条例1号〕

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。  
一部改正〔平成16年条例55号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号(博物館資料の展示及び利用に供する部分に限る。)、第2号及び第8号並びに第4条から第14条までの規定は規則で定める日から(平成5年6月四日市市規則第33号で、同5年11月1日から施行)、次項の規定は平成5年9月1日から施行する。  
(四日市市立郷土資料庫条例の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料庫条例(昭和45年四日市市条例第38号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月27日条例第3号)  
この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第44号)  
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第55号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

(経過措置)

- 7 改正後の四日市市立博物館条例第4条、別表第1及び別表第2の規定は平成17年4月1日以後の観覧から、第5条、第6条及び別表第3の規定は平成17年4月1日以降の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成17年3月28日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市立博物館条例別表第3備考の規定は、施行日以後の申請にかかるものから適用し、同日前の申請にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月5日条例第45号)  
この条例は、平成18年12月9日から施行する。

附 則(平成21年1月23日条例第1号)  
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市立博物館条例(以下「新条例」という。)第6条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等の許可(以下「特別利用許可」という。)に係る手数料から適用し、同日前に行う特別利用許可に係る手数料については、なお、従前の例による。
- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料から適用し、同日前に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表第3の規定は、施行日以後に行う四日市市立博物館の特別展示室、講座室及び市民ギャラリー(以下「特別展示室等」という。)の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う特別展示室等の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年12月22日条例第1号)  
この条例は、平成27年3月21日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	2,200 円の範囲 内で委員会が定 める額	550 円	2,200 円の範囲 内で委員会が定 める額
大学生・ 高校生		390 円	
中学生・ 小学生	無料	210 円	

## 備考

- 「一般」とは、15 歳以上の者(「大学生・高校生」及び  
中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)を  
いう。
  - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、  
高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準  
ずる学校に在学する者をいう。
  - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これ  
らに準ずる学校に在学する者をいう。
  - 小学校就学までの者は、無料とする。
  - 20 人以上の団体は、1人1回につき規定料金の 100  
分の 80 の額とする。この場合において、その額に 10 円  
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものと  
する。
- 一部改正〔平成 16 年条例 55 号・18 年 45 号・25 年 66 号〕

別表第2(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	1,100 円の範囲 内で委員会が定 める額	280 円	1,100 円の範囲 内で委員会が定 める額
大学生・高 校生		200 円	
中学生・小 学生	無料	110 円	

## 備考

- 「一般」とは、15 歳以上の者(「大学生・高校生」及び  
中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)を  
いう。
  - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、  
高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準  
ずる学校に在学する者をいう。
  - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これ  
らに準ずる学校に在学する者をいう。
  - 小学校就学までの者は、無料とする。
  - 20 人以上の団体は、1人1回につき規定料金の 100  
分の 80 の額とする。この場合において、その額に 10 円  
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものと  
する。
- 追加〔平成 16 年条例 55 号〕、一部改正〔平成 18 年条  
例 45 号・25 年 66 号〕

別表第3(第5条関係)

区分	午前	午後	全日
	午前9時 30 分 から正午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時 30 分 から午後5時ま で
特別展示室	—	—	33,000 円
講座室	8,800 円	13,200 円	22,000 円

備考 使用者が観覧料、受講料その他これらに類するもの  
を徴収する場合は、上記の金額に 100 分の 50 を乗じて得  
た額を加算する。

一部改正〔平成 16 年条例 55 号・17 年 22 号・25 年 66 号  
26 年 42 号〕

## 四日市市立博物館条例施行規則

平成 5 年 3 月 31 日教委規則第 5 号

改正

平成 9 年 3 月 28 日教委規則第 9 号

平成 11 年 3 月 11 日教委規則第 4 号

平成 12 年 3 月 27 日教委規則第 7 号

平成 14 年 12 月 27 日教委規則第 11 号

平成 17 年 2 月 3 日教委規則第 31 号

平成 26 年 1 月 14 日教委規則第 5 号

平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号

平成 31 年 3 月 28 日条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市立博物館条例(平成 5 年四日市  
市条例第 16 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、  
条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 四日市市立博物館(以下「博物館」という。)の開館時間  
は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、四日市市  
教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認め  
たときは、これを変更することができる。  
一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号〕

(休館日)

第 3 条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会  
が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に  
休館することができる。

- 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭  
和 23 年法律第 178 号)に規定する休日当たるときは、そ  
の翌日とする。
- 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで  
一部改正〔平成 14 年教委規則 11 号〕

(観覧の手続)

第 4 条 博物館資料の展示会場に入場しようとする者及びプラ  
ネタリウムの映写を観覧しようとする者は、観覧料の納入の際  
に観覧券の交付を受け、展示室及びプラネタリウム室の入口  
においてこれを係員に提示又は提出しなければならない。

(使用許可の申請)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項の規定により、特別展示室等の使用の  
許可を受けようとする者は、四日市市立博物館使用許可申請  
書(第 1 号様式。以下「申請書」という。)により委員会に申請し  
なければならない。

- 2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)の属する月の初日前6月からとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間前に受付できるものとする。
  - (1) 四日市市又は委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。
  - (2) その他委員会が特に必要があると認めたととき。
- 4 第1項に規定する申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日の受付は行わない。

(使用の許可)

第6条 委員会は、前条第1項の使用許可の申請について適当と認めたとときは、使用の許可を決定し、四日市市立博物館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

- 2 博物館の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、博物館使用の際に、前項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用の変更及び取消し)

第7条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(附属設備の名称及び使用料の額)

第8条 博物館の附属設備の使用料の額は、別表第1に定める額とする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

- 2 官公署が使用する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(観覧料の減免)

第10条 条例第8条の規定に基づく観覧料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 四日市市及び三重郡に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校の児童、生徒が学校教育の一環として教職員に引率されてプラネタリウム及び特別展示を観覧するとき。10割
  - (2) その他委員会が特別の事由があると認めたととき。その都度委員会が定める割合
  - 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
  - 3 第1項第1号に定める観覧料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館観覧料減免申請書(第5号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号〕

(優待券等)

第11条 委員会が特に必要と認めたとときは、優待券、招待券、特別展示前売観覧券及び特別番組前売観覧券を発行することができる。

(使用料の還付)

第12条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。	使用料の全額
イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

- 2 使用者が第7条の規定により博物館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。
  - 3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、四日市市立博物館使用料還付申請書(第6号様式)に第1項表アの場合にあつては許可書と使用料領収書、同項表イ及び前項の場合にあつては変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて委員会に申請しなければならない。
  - 4 委員会は、前項の申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市立博物館使用料還付決定通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用者の遵守事項)

第13条 博物館に入館する者、使用者及び条例第6条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで張り紙をし、又はくぎ類を打ち、建物その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

第14条 使用者等は、係員の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

第15条 使用者等は、施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第16条 使用者等は、条例第13条の規定により施設、設備等を原状に復したときは、速やかに委員会に届け出るとともに、その点検を受けなければならない。

(特別利用の許可の申請)

第17条 条例第6条第1項の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとするものは、四日市市立博物館資料特別利用許可

(減免)申請書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は特別利用の許可をしたときは、四日市市立博物館資料特別利用許可書(第9号様式)を交付するものとする。
- 3 四日市市立博物館資料特別利用許可書の交付を受けたものは、直ちに条例第6条第2項に基づく手数料を納付しなければならない。
- 4 前項に定める手数料の額は、別表第2に定める額とする。  
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(手数料の減免)

第18条 条例第8条の規定に基づく手数料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市、県又は国若しくは他の地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化の事業又はこれらの事業の普及の用途に供することを目的とするとき。10割
  - (2) 私立の博物館、図書館、学校等が行う教育又は研究の用途に供することを目的とするとき。10割
  - (3) 主に学術研究の用途に供することを目的とするとき。10割
  - (4) その他委員会が特別の事由があると認めたとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項に定める手数料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館資料特別利用(減免)申請書(第8号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。  
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(特別利用の制限)

第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。

- (1) 特別利用によって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めたとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された博物館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある博物館資料で作者の承諾を得ていないとき。
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めたとき。

(館外貸出しの許可等)

- 第20条 条例第6条の2ただし書きの規定により、博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ四日市市立博物館資料館外貸出許可申請書(第10号様式)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、博物館資料の館外貸出しを認めた場合は、四日市市立博物館資料館外貸出許可書(第11号様式)を交付するものとする。
  - 3 博物館資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(協議会の委員長及び副委員長)

- 第21条 条例第15条に規定する四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。
  - 3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第22条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は、年2回、臨時会は必要に応じて開催する。
- 2 会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
  - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
  - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 協議会の庶務は博物館において処理する。

(補則)

- 第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。  
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第20条までの規定は、条例附則ただし書きに規定する規則で定める日から、次項の規定は、平成5年9月1日から施行する。  
(四日市市立郷土資料館条例施行規則の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料館条例施行規則(昭和45年四日市市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附則(平成9年3月28日教委規則第9号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附則(平成11年3月11日教委規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月27日教委規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成14年12月27日教委規則第11号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成17年2月3日教委規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。ただし、四日市市立博物館条例施行規則第2条の改正は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則第8条、第12条、第17条、第18条、別表第1及び別表第2の規定は、平成17年4月1日以後の使用又は利用許可申請に係るものから適用する。

附則(平成26年1月14日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料から適用し、同日前に行う四日市

市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料については、  
なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市立博物館条例施行規則の  
規定は、この規則の施行の日以降に申請を受理するものから  
適用し、同日前までに改正前の四日市市立博物館条例施行  
規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正  
後の四日市市立博物館条例施行規則の相当規定によりなさ  
れたものとみなす。

別表第1(第8条関係)

区分	使用料(一回一式)
プロジェクター	1,100 円

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号・27 年 2 号〕

別表第2(第 17 条関係)

区分	手数料(一点一日)
熟覧	330 円
模写	1,100 円
拓本	1,100 円
撮影	1,100 円

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号〕

### Ⅲ 施設概要

所在地	〒510-0075 三重県四日市市安島一丁目3番16号 電話 059-355-2700(代) FAX 059-355-2704		
開館年月日	平成5年11月1日		
丹羽文雄記念室オープン	平成18年12月9日		
リニューアルオープン	平成27年3月21日		
施設規模	敷地面積	1,845.840 m <sup>2</sup>	
	建設面積	1,590.397 m <sup>2</sup>	
	延床面積	10,147.108 m <sup>2</sup>	
	建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上6階 建物の高さ 38.075m 建物イメージ 歴史(石を用い古典的な様式) 現代(石、土ものの自然素材と金属、ガラスなどの組み合わせによる新旧共存) 未来(金属板の仕上げ =プラネタリウム)	
	地域・商区	商業地域・防火地域 建ぺい率100%(耐火)、容積率600%	

#### 主な室名と面積(リニューアル後)

●展示・教育部門		2,202.065 m <sup>2</sup>
常設展示室	2階	658.364 m <sup>2</sup>
〃	3階	548.291 m <sup>2</sup>
特別展示室	4階	594.798 m <sup>2</sup>
ラウンジ	4階	93.674 m <sup>2</sup>
図書スペース	1階	86.350 m <sup>2</sup>
講座室	1階	142.218 m <sup>2</sup>
研修・実習室	1階	78.370 m <sup>2</sup>
●収蔵部門		1,256.230 m <sup>2</sup>
第1収蔵庫	地下2階	243.290 m <sup>2</sup>
〃 前室	地下2階	38.880 m <sup>2</sup>
第2収蔵庫(恒温恒湿)	地下1階	282.170 m <sup>2</sup>
第3収蔵庫	地下1階	384.496 m <sup>2</sup>
〃 前室	地下1階	76.086 m <sup>2</sup>
荷解室	1階	231.308 m <sup>2</sup>
●研究部門		420.165 m <sup>2</sup>
作業室	2階	50.422 m <sup>2</sup>
資料整理室	地下1階	84.370 m <sup>2</sup>
文献資料室	3階	37.952 m <sup>2</sup>
資料評価室	4階	33.300 m <sup>2</sup>
燻蒸室	地下1階	43.070 m <sup>2</sup>
スタジオ暗室	地下1階	87.510 m <sup>2</sup>
ビデオ編集室	地下1階	16.882 m <sup>2</sup>
第2会議室	4階	37.952 m <sup>2</sup>
第3会議室	3階	28.707 m <sup>2</sup>
●プラネタリウム部門		1,714.282 m <sup>2</sup>
客席(ドーム)	5・6階	565.017 m <sup>2</sup>
コズミックラウンジ	5階	59.081 m <sup>2</sup>
コズミックギャラリー	5階	194.763 m <sup>2</sup>

ブリーフィングルーム	5階	59.326 m <sup>2</sup>
空調機械室	5・6階	836.095 m <sup>2</sup>
●管理・一般部門		4,554.366 m <sup>2</sup>
事務室	3階	105.059 m <sup>2</sup>
事務室	2階	60.464 m <sup>2</sup>
第1会議室	2階	37.001 m <sup>2</sup>
ミュージアムショップ	1階	28.723 m <sup>2</sup>
警備室	1階	20.812 m <sup>2</sup>
中央監視室	地下2階	44.064 m <sup>2</sup>
設備機械室	地下2階	486.190 m <sup>2</sup>
電気室、発電機室	地下2階	240.152 m <sup>2</sup>
倉庫、展示備品庫など		3,531.901 m <sup>2</sup>

- プラネタリウム仕様
- ドーム径18.5m 傾斜型(斜度20度)
- 座席144席
- ケイロン401
- 全天周映画 可能

#### 主な施工業者

【開館】	
建築	(株)鴻池組 三菱建設(株) 丸藤建設(株)
電気	(株)電工社 四日市電機(株)
設備機械	須賀工業(株) ダイダ(株) 三東工業所
プラネタリウム	(株)五藤光学研究所
建築設計	(株)石本建築事務所
展示設計	(有)ササキ企画
展示	商工美術(株)
展示映像	中部松下システム(株)
ハイビジョン	中部松下システム(株)
陶壁	萬古環境造形体
【リニューアル】	
プラネタリウム	(株)五藤光学研究所
展示設計	
展示	丹青社

#### 設備概要

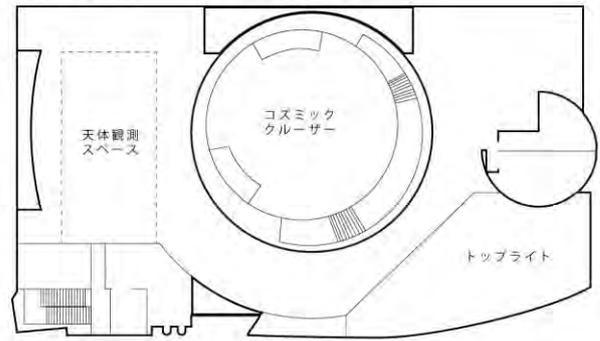
●空調設備	
1. 空調熱源機器設備	
①スクリーン冷凍機	
(冷房能力293,000Kcal/h[97URST])	
暖房能力254,000Kcal/h)	2基
②スクリーン冷凍機用空気熱交換機	2基
送風機(低騒音型3,400 m <sup>2</sup> /min)	3台
③蓄熱槽	
2. 空調、換気及び排煙機器設備	
①空調機	
エアーハンドリングユニット	9基
パッケージ型空調機	30基
ファンコイルユニット	20基
全熱交換機	5基
②送、排風機	
シロッコファン	2基
軸流ファン	8基
ラインファン	13基
消音ボックス付ラインファン	20基
デリバントファン	1基

排煙ファン	3 基	⑤排煙口	28 箇所
排煙口	25 基	●電気設備	
3. その他機器		①受電電圧 交流 3 相 3 線式 660V 60Hz	
①フィルターユニット		②変圧器	
外気新鮮空気処理ユニット	3 基	動力用	
②消音マフラーユニット	9 基	3 相 6.6KV/210V 300KVA	1 台
③その他付属設備	一式	3 相 6.6KV/210V 500KVA	1 台
4. 空調配管設備		3 相 6.6KV/210V 150KVA	2 台
①空調用ポンプ	14 基	3 相 6.6KV/440V 500KVA	1 台
②冷温水 2 次ポンプ可変速制御盤	1 基	電灯用	
③冷水ヘッダー	2 基	1 相 6.6KV/210V/105V 300KVA	2 台
④温水ヘッダー	2 基	1 相 6.6KV/210V/105V 100KVA	1 台
⑤冷温水用防蝕装置	4 基	③自家発電機	
⑥その他付属設備	一式	6 気筒 4 サイクルディーゼル機関	
●給排水衛生設備		480Ps 1200rpm	1 台
1. 給水設備		3 相交流同期発電機 400KVA 6600V	1 台
①ポンプ 揚水ポンプ	2 基	④電線路電圧 6600V 440V 210V 105V	
②受水槽 有効容量 12.7 m <sup>2</sup>		⑤電気室 高低圧配電盤	19 面
(2 分割-複合盤)	1 基	動力制御盤	15 面
③高架水槽 有効容量 6.3 m <sup>2</sup>		電灯分電盤	21 面
(2 分割-SUS444)保温	1 基	端子盤	12 面
④電機湯沸器 貯湯量 10 ㍓	3 基	⑥低圧回路	
⑤ウォータークーラー		⑦低圧負荷設備	
壁埋込式、ステンレス製	2 基	電動機合計容量 1, 123.023KW	130 台
冷水能力 301/㍓		電灯コンセント合計容量 476KVA	2, 115 個
⑥その他付属設備	一式	⑧直流電源装置	
2. 排水設備		100V 非常照明用 発電設備機器操作用	
公共下水道接続箇所		全自動サイリスター式整流器	
①湧水排水ポンプ	6 基	(入力 交流 3 相 200V 60Hz	
②雑水排水ポンプ	2 基	直流出力電流 50A 3 相全波整流)	1 面
③雨水排水ポンプ	2 基	蓄電池 ペースト式高率放電用鉛蓄電池	
●燻蒸設備(真空殺虫殺菌装置)	3.15 m <sup>2</sup>	2V×54 セル	
●消防設備		⑨交流無停電電源装置	
①屋内消火栓ポンプ	1 基	100V 中央監視装置用	
②屋内消火栓設備		商用同期常時インバーター給電方式	
屋内消火栓箱	12 基	(交流入出力 単相 2 線式 100V 60Hz	
屋内消火栓箱(併設型)	4 基	出力容量 5KVA)	
③連結散水設備 閉鎖型(8 系統)	一式	⑩電気時計 水晶発信式 6 回路	
④ハロン消火設備 7 系統		親時計 1 台 子時計 41 台	
(特別展示室、第 1・2・3 収蔵庫、		⑪放送設備 防災アンプ 480W	20 回路
前室、電気室、発電機室)	一式	⑫電話設備 デジタル電子交換機	一式
⑤救助袋 3-5 階	6 台	多機能電話機	15 台
⑥自動火災報知設備		一般電話機	37 台
差動スポット感知器	6 個	⑬テレビ共聴設備 CATV 引込(CTY)	
定温スポット感知器	14 個	⑭中央監視設備	
煙感知器	384 個	SAVIC-NETFX による監視システム	
炎感知器	4 個	●エレベータ	
⑦非常放送設備	一式	1.2 号 乗用(展望用) 定員 17 名 1150Kg 90m/分	
⑧消火器	38 本	3 号 乗用 定員 11 名 750Kg 105m/分	
⑨誘導灯設備 避難口誘導灯	54 台	4 号 人荷用 定員 67 名 4400Kg 30m/分	
通路誘導灯	39 台	5 号 乗用 定員 11 名 750Kg 30m/分	
客席誘導灯	22 台	●その他設備 昇降リフト(2 ト、荷解室)	1 台
⑩その他付属設備		ゴンドラ(ガラス清掃用)	2 台
●防犯設備		自動扉	4 箇所
①防犯設備 熱感センサー	46 個		
②監視カメラ 1, 3, 4, 5 階 カートーム型	9 台		
CCD	1 台		
モニターテレビ	5 台		
③防火扉	47 箇所		
④防火・防炎シャッター	32 箇所		

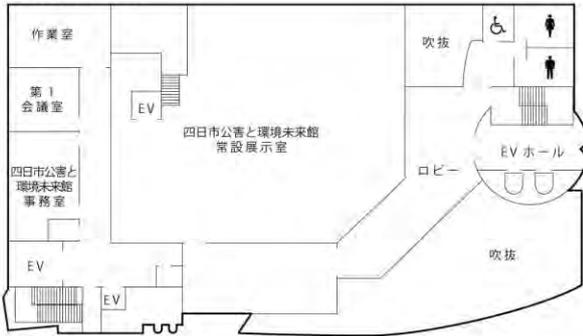
3階平面図



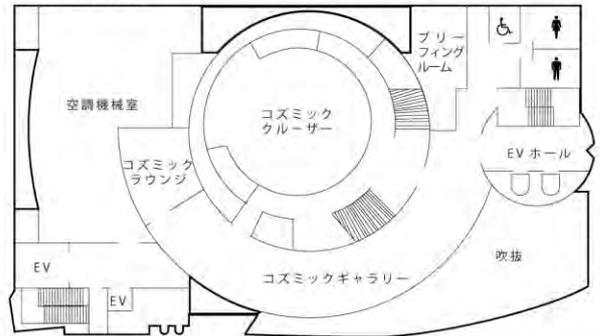
6階平面図



2階平面図



5階平面図



1階平面図



4階平面図



地下1階平面図



地下2階平面図



## ●設計概要

敷地は、旧四日市工業高等学校跡地の一角で、街区内には、都市公園を介して三重北勢地域地場産業振興センター、アムスクエア(現ララスクエア)などがあり、それらとの調和を図る必要があった。そこで、形態的には都市公園を介してオープンなアトリウムで呼応しあう関係を生み出し、色調的にはアムスクエアのグレイッシュピンクと補色関係にあり、色の映える淡緑青色を基調としている。

外観デザインとしては、博物館とプラネタリウムという複合した機能を持つ建物の性格上、「過去」(歴史)、「現在」、「未来」(宇宙)の調和をテーマとしている。そのことは、基壇部において花崗岩のジェットバーナー仕上げで歴史の積層をイメージし、胴部において割肌タイルにより工業化が進んだ現代だからこそ逆に求められる手造りのなあたかさ、やさしさを表現し、頂部においてステンレスの球体を一部露出させ、未来的、宇宙的なイメージを喚起して、それらの三層構成による対比と調和を図っている。また、都市公園に面する東側はボリュームの大きさからくる威圧感を低減するために、面を分節化し、水平線を強調したガラスのカーテンウォール、地上の緑が階段状に延長した濃緑色の石貼部、太陽光線をイメージした黄色の垂直線、コンビナートのメタファーとしての金属のパイプや球体により、リズムカルで変化のある構成としている。

内部機能構成としては、地下部分に収蔵部門、1階にエントランス、2～4階に博物館部門(現在は2階に四日市公害と環境未来館)、5、6階にプラネタリウム部門を収め、地上部分に5層吹抜のアトリウムを設けることにより積層化した施設の空間的な一体感を生み出す計画としている。また、都市公園に対してオープンな構成とし、それを借景として利用することで空間的な広がりを持たせている。

(石本建築事務所)

## IV 利用案内

### ●博物館を彩る施設

#### □エントランスホール(1階)

入口を入ると5階まで吹き抜けているアトリウムとシースルーエレベータが目を引き。ここは誰でも入れる自由空間。待ち合わせに最適な場所である。

#### □図書スペース(1階)

四日市公害と環境未来館の併設に伴い設置されたスペースで、環境に関連する図書の閲覧・貸出が可能なスペース。

#### □ミュージアムショップ(1階)

来館の思い出となる記念品や、市・博物館が刊行する図録等の書籍を販売。鉱物や化石、星座グッズなども取りそろえている。

#### □陶壁(2階ロビー)

四日市市の歴史、美術資料の展示効果と現代建築における陶の材質美との調和を図るため、通路を歩く人の動きとともに画面が変化する一種のだまし絵的効果を意図した。(高さ 2.5m 幅 5.0m)

A面：歌川広重作 東海道五十三次「四日市の図」

B面：歌川国貞作 末広五十三次「蜃気楼の図」

これらを四日市萬古焼の伝統技法により焼成。

制作：萬古環境造形体



## I 事業概要

### 1 これまでの経緯

この資料館の主要施設である旧庄屋岡田邸は、代々庄屋の要職にあった岡田家の屋敷である。

岡田家に残る文政 12 年（1829 年）の古文書に庄屋の記載がみられ、この頃に庄屋職を桑名藩より拝命したと推察されている。また、建物については、敷地内に祭っていた弁財天の社の垂旗に宝暦 10 年（1760 年）の銘があることから、少なくとも江戸時代中期に現在の主屋と土蔵が建築され、約 250 年ほど経過しているとみられている。また、隣接する立会所は、岡田家所蔵の古文書によると、明治 3 年（1870 年）に役所施設（公共建築）として邸内に建設されたと考えられている。

平成 14 年 3 月に旧庄屋岡田邸は、岡田氏から土地と建物を当時の楠町へ寄贈いただいた。

北勢地域における、近世の民家として歴史的価値が高い建造物であることから、平成 14 年 6 月に主屋部分を、続いて同年 12 月に立会所・蔵部分をそれぞれ楠町有形文化財（建造物）に指定した。旧楠町においては、この歴史的建造物の維持と管理について、旧楠町文化財調査委員会をはじめ、各方面のご指導ご協力を仰ぎながら協議を重ね、楠町議会のご理解を得て、歴史民俗資料館として活用する方針を決定するに至った。



平成 16 年度には、国庫補助事業である発電用施設周辺地域振興事業と県補助事業である下水道周辺環境整備事業の事業補助認定を受けて修復工事を実施した。工事概要は、楠町有形文化財である主屋、立会所及び蔵の修復と、年貢米の貯蔵庫としていた米蔵の跡地に展示収蔵庫兼管理棟の新築を行い、併せて、老朽化により修復不可能な養蚕所、女子部屋及び下屋については解体し、平成 17 年 3 月末に完成した。

この間、平成 17 年 2 月 7 日には、四日市市と楠町が合併した。それに伴い旧楠町の町有形文化財（建築物）である主屋、立会所及び蔵は、四日市市有形文化財（建造物）に指定され、平成 17 年 4 月 29 日に「四日市市楠歴史民俗資料館」として開館した。

平成 21 年度から指定管理者制度を導入し、財団法人四日市市まちづくり振興事業団（現公益財団法人四日市市文化まちづくり財団）が指定管理者となって管理運営を行っていたが、平成 24 年度からは博物館が直接管理運営を行っている。

この資料館は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図ることを目的としており、収蔵品は令和 2 年 3 月末現在 5,085 点を数え、旧庄屋岡田邸・蔵内に約 500 点、展示棟内の常設展示室に約 100 点を展示している。



## 2 事業

### (1) 夏の夜間特別開館2019

通常 17 時で閉館するところを、20 時まで特別に開館し、資料館保存運営委員会の協力のもと、また、地元団体と連携して、模擬店やホテルの郷コンサート、科学工作体験、グラスアート体験などを開催した。

■ 日 時：5月25日（土） 14:00～21:00

■ 来館者：1,100人



### (2) 秋の夜間特別開館2019

資料館を淡い光で彩る行灯まつりや模擬店、音楽コンサート、地獄と極楽の講話など、資料館保存運営委員会や地元団体と連携して事業を行った。

■ 日 時：9月28日（土） 14:00～19:30

■ 来館者：215人



### (3) ミニ門松づくり

ミニ門松づくりを保存運営委員会との共催で開催した。

■ 日 時：12月22日（日）9:30～11:00

■ 参加者：34人



### (4) 企画展：つるし雛とちりめん遊び展

地元団体「きさらぎ会」の協力により手作りの雛人形など、ひなまつりにちなんだ手芸作品を展示した。保存運営委員会との共催で開催した。

■ 期 間：令和2年2月6日（木）～3月5日（木）

■ 来館者：925人



### (5) おひなまつりコンサート

おひなまつりにちなみ地元団体の協力のもとオカリナによる演奏を、保存運営委員会と共催で開催した。

■ 日 時：令和2年2月23日（日）13:30～15:00

■ 参加者：146人



### 3 施設の利用

#### (1) 立会所

資料館の施設利用については、四日市市楠歴史民俗資料館条例第8条により、立会所のざしき(西)・ざしき(東)・小ざしき及び水屋を、資料館の設置目的に反せず、資料館の公開に支障のない範囲において、公開使用を許可している(有料)。令和元年度は実績なしである。

#### (2) 企画展示コーナー

資料館の賑わい創出のため、展示棟内の展示スペースを企画展示コーナーとして希望者に提供している(無料)。令和元年度実績は以下のとおりである。

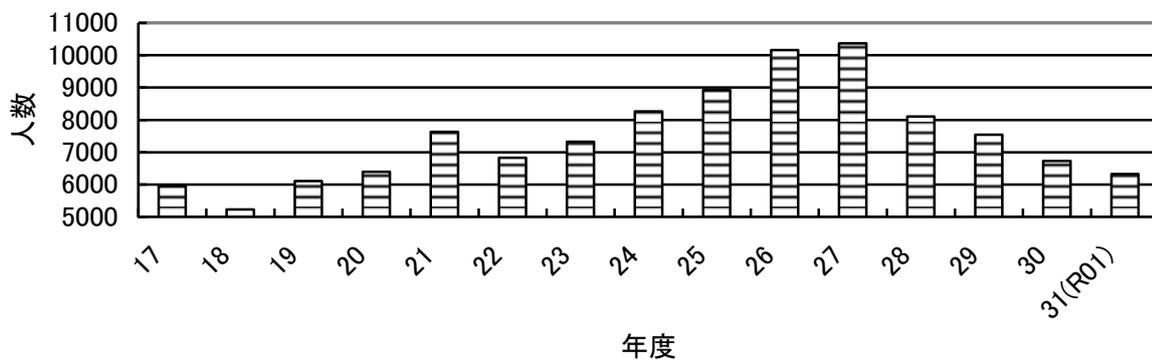
- |  |                                    |
|--|------------------------------------|
| ・ひょうたんアート展<br>4月2日(火)～29日(月)               | 個人(鈴鹿市)                            |
| ・竹灯り作品展<br>5月1日(水)～31日(金)                  | 楠歴史民俗資料館保存運営委員会、<br>竹灯り実行委員会(四日市市) |
| ・伊勢型紙彫型画展<br>6月1日(土)～30日(日)                | 個人(鈴鹿市)                            |
| ・銅板工芸・陶芸作品展<br>7月2日(火)～15日(月)              | 桜山上銅板工芸教室(四日市市)                    |
| ・銅板工芸作品展<br>7月16日(火)～31日(水)                | 熟年大学28期30期銅板工芸同好会(四日市市)            |
| ・色々な切り絵 シルエットアートとガラスアート展<br>8月1日(木)～31日(土) | 生活色彩「ガラスアート」                       |
| ・楠町絵画サークル展<br>9月1日(日)～15日(日)               | 楠町絵画サークル(四日市市)                     |
| ・絵手紙展<br>9月16日(月)～29日(日)                   | 河原田花みかんの会(四日市市)                    |
| ・かな書展<br>10月1日(火)～31日(木)                   | 一ノ宮かな書教室(鈴鹿市)                      |
| ・木象嵌アート・木工アート展<br>11月1日(金)～30日(土)          | 個人(鈴鹿市)                            |
| ・絵手紙・石像・鉄アート展<br>12月1日(日)～15日(日)           | 個人(四日市市)                           |
| ・想いを描く詩展<br>令和2年1月4日(土)～31日(金)             | 個人(四日市市)                           |
| ・古布で遊ぶ一人展<br>令和2年2月1日(土)～29日(土)            | 個人(四日市市)                           |
| ・楽しい絵手紙展<br>令和2年3月1日(日)～15日(日)             | 内部楽しい絵手紙(四日市市)                     |
| ・書友会展<br>令和2年3月17日(火)～31日(火)               | 書友会(四日市市)                          |

#### 4 利用状況

(1) 観覧者数 (4月1日～令和2年3月31日)

月	開館日数	人数
4月	26	450
5月	27	1,402
6月	26	280
7月	26	325
8月	26	296
9月	25	493
10月	26	402
11月	26	510
12月	24	246
1月	24	552
2月	25	912
3月	26	457
合計	307	6,325

(2) 観覧者数推移



年度(平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
観覧者数	5,955	5,230	6,110	6,397	7,634	6,829	7,321	8,258	8,927	10,157
累計	5,955	11,185	17,295	23,692	31,326	38,155	45,476	53,734	62,661	72,818
年度(平成)	27	28	29	30	31(元)					
観覧者数	10,365	8,102	7,536	6,731	6,325					
累計	83,183	91,285	98,821	105,552	111,877					

## 5 関係法規

### 四日市市楠歴史民俗資料館条例

平成 17 年 3 月 28 日条例第 13 号

改正

平成 20 年 6 月 27 日条例 23 号

平成 22 年 3 月 25 日条例 7 号

平成 25 年 12 月 27 日条例第 67 号

平成 31 年 3 月 35 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき、四日市市楠歴史民俗資料館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(設置)

第 2 条 本市は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図るため、四日市市楠町本郷 1068 番地に四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(定義)

第 3 条 この条例において「公開使用」とは、資料館の一部について、入場者の排除を行わずに、第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動を行うために使用することをいう。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(事業)

第 4 条 資料館は、第 2 条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。  
(1) 楠地域の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「資料館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。  
(2) 資料館資料についての説明、助言に関すること。  
(3) 他の資料館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。  
(4) 第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動のための施設の提供に関すること。  
(5) その他必要な事業  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(管理)

第 5 条 資料館の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(指定管理者の業務の範囲)

第 6 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。  
(1) 第 8 条に規定する公開使用の許可、第 11 条に規定する特別利用の許可、第 12 条に規定する資料館資料貸出しの許可、第 13 条に規定する許可の取消し、第 14 条に規定する入館の制限、第 16 条に規定する特別の設備の設置許可その他資料館の使用許可に関する業務  
(2) 第 9 条に規定する利用料金の徴収、第 10 条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務  
(3) 資料館資料、施設、附属設備等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、資料館の運営に関して四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めた業務  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

(観覧料)

第 7 条 資料館の観覧料は、無料とする。  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(公開使用の許可)

第 8 条 資料館の一部を公開使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。  
2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可を行わないものとする。  
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。  
(2) 施設等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。  
(3) その他施設等の管理上支障があるとき。  
3 指定管理者は、第 1 項の許可に際して、必要な条件を付けることができる。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(利用料金)

第 9 条 資料館の公開使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。  
2 前項に定める利用料金の額は、別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。  
3 利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕、  
一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

(利用料金の還付)

第 10 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。  
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(特別利用の許可)

第 11 条 資料館資料について、学術研究のための熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。  
2 第 8 条第 2 項及び 3 項の規定は、前項の許可について準用する。  
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(資料館資料の貸出し)

第 12 条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来さない範囲において、次の各号に掲げるものに対して、貸出しを許可することができる。  
(1) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設

- (2) 国及び地方公共団体  
 (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれに類するものとして委員会が認めた施設  
 (4) その他委員会が適当と認めたもの
- 2 第8条第2項及び3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 第1項の許可を受けたもの(以下「借入者」という。)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。
- 4 第1項の貸出期間は、30日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、1年以内とすることができる。
- 追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成22年条例7号〕

(許可の取消し等)

- 第13条 指定管理者は、使用者、利用者又は借入者(以下「使用者等」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、若しくは使用、利用若しくは貸出し(以下「使用等」という。)を停止し、又は許可を取り消すことができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。  
 (2) 許可の条件に違反したとき。  
 (3) 第8条第2項各号(第11条及び前条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するに至ったとき。  
 (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。  
 (5) その他施設等の管理上特に必要があるとき。
- 2 前項の規定により、使用者等に損害が生じて、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。
- 追加〔平成20年条例23号〕

(入館等の制限)

- 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められた者  
 (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められた者  
 (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められた者  
 (4) その他資料館の管理運営上支障があると認められた者
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(権利の譲渡等の禁止)

- 第15条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(特別の設備等)

- 第16条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(原状回復の義務)

- 第17条 使用者等は、使用等を終了したとき又は第13条の規定により使用等を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければ

- ならない。
- 2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(損害賠償)

- 第18条 使用者等が使用等の際に施設等を損傷又は滅失したとき又は入場者が観覧の際に施設等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
- 一部改正〔平成20年条例23号・22年7号〕

附 則

この条例は、平成17年4月29日から施行する。

附 則(平成20年6月27日条例第23号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の四日市市楠歴史民俗資料館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月27日条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

別表第1(第9条関係)

		利用料金の上限額(円)	
		午前	午後
区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで
立会 所	ざしき(西)	660	660
	ざしき(東)	660	660
	小ざしき及び水屋	660	660
	全室利用	1,980	1,980

追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成25年条例67号〕

## 四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則

平成 22 年 3 月 24 日教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市楠歴史民俗資料館条例(平成 17 年四日市市条例第 13 号。以下「条例」という。)第 19 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要があると認めるときは、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(公開使用許可の申請)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定により、資料館の公開使用許可を受けようとする者は、四日市市公共施設利用許可申請書(第 1 号様式。以下「利用申請書」という。)により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、使用しようとする日(引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日。以下「使用日」という。)の属する月の初日前 3 月から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の定める期間前においても受け付けできるものとする。
  - (1) 市が主催する行事に使用するとき。
  - (2) その他指定管理者が特に必要があると認め、委員会の承認を得たとき。

(公開使用の許可)

第 5 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市公共施設利用許可書(第 2 号様式。以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。

- 2 資料館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用の際に、利用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。
- 3 使用の許可は、申請の順序とする。ただし指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て他の方法によることができる。

(公開使用の変更等)

第 6 条 使用者は、利用許可書に記載された事項を変更し、又は資料館の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設利用変更(取消)・還付申請書(第 3 号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に利用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金等の還付)

第 7 条 条例第 10 条ただし書の規定により利用料金等を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において利用できなかったとき。	利用料金の全額
使用日の 1 月前(使用日の 1 月前が休館日の場合は、その直前の開館日)までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	利用料金の全額
上欄に規定する場合を除き、使用日の前日までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の 100 分の 50 に相当する額。ただし、10 円未満の端数が生じた場合は四捨五入した額とする。)を差し引いた額

(特別利用の許可の申請)

第 8 条 条例第 11 条の規定により、特別利用の許可を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可申請書(第 4 号様式)により指定管理者に申請しなければならない。

2 特別利用の許可は、申請の順序とする。

(特別利用の許可)

第 9 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可書(第 5 号様式。以下「特別使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、前項の許可に際して、管理上必要な条件をつけることができる。

(特別利用の変更等)

第 10 条 利用者は、特別使用許可書に記載された事項(使用日、使用時間区分を除く。)を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可申請書(第 6 号様式)に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可書(第 7 号様式)を申請者に交付するものとする。

(特別利用の制限)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 8 条に規定する資料館資料の特別利用の許可を行わないものとする。

- (1) 特別利用によって資料館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めるとき。
- (2) 現に資料館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された資料館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある資料館資料で著作権者の承諾を得て
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めるとき。

(資料館資料の貸出許可の申請)

第 12 条 資料館資料の貸出しを受けようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可申請書(第 8 号様式)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該資料館資料が資料館に寄託された資料であるときは、当該資料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。

(資料館資料の貸出許可の交付)

第 13 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可書(第 9 号様式)を交付するものとする。

(寄贈又は寄託)

第 14 条 資料館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料寄贈(寄託)申請書(第 10 号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認を行うときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料受領書(第 11 号様式。以下「受領書」という。)を交付するものとする。

3 寄託資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

4 市長は、寄贈資料が火災等やむを得ない理由により汚損破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

5 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、受領書と引換えに行うものとする。

(補則)

第 15 条 この規則の施行に関し、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## II 施設概要

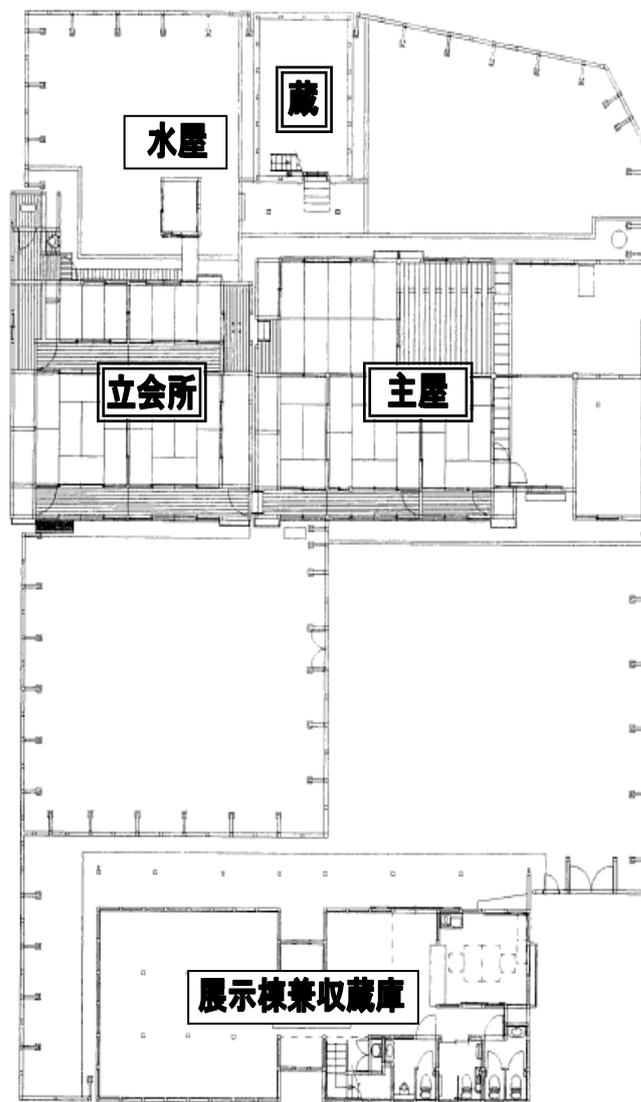
所在地 〒510-0106  
三重県四日市市楠町本郷 1068 番地  
電 話 059-398-3636  
F A X 059-398-3637

施設規模 敷地面積 1,229.23 m<sup>2</sup>  
建築面積 338.09 m<sup>2</sup>  
延床面積 448.24 m<sup>2</sup>  
建物構造  
主屋・立会所 (四日市市指定有形文化財)  
木造瓦葺平屋 209.75 m<sup>2</sup>  
蔵 (四日市市指定有形文化財)  
木造棧瓦葺平屋 39.08 m<sup>2</sup>  
水屋  
木造瓦葺平屋 2.76 m<sup>2</sup>  
展示棟兼収蔵庫  
木造瓦葺 2 階建 196.65 m<sup>2</sup>

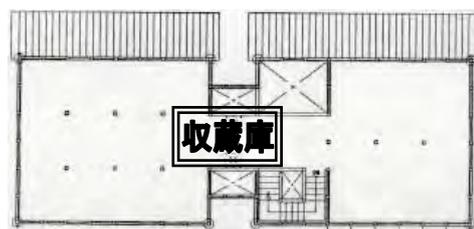
付属設備等 放送設備 冷暖房装置 会議用机・椅子  
A V コーナー 駐車場 11 台

館内見取図

1 階平面図



2 階平面図



## 博物館の原則

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

財団法人日本博物館協会 2012年7月1日制定

令和元年度四日市市立博物館年報 第27号

令和2年 7月 1日発行  
編集・発行 四日市市立博物館  
〒510-0075 四日市市安島一丁目3番16号  
TEL 059-355-2700(代)  
FAX 059-355-2704  
<https://www.city.yokkaichi.mie.jp/museum/>